

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2021年1月1日
(第68期)	至	2021年12月31日

株式会社アシックス

神戸市中央区港島中町7丁目1番1

(E02378)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	11
2. 事業等のリスク	15
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	19
4. 経営上の重要な契約等	27
5. 研究開発活動	27
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
(1) 株式の総数等	29
(2) 新株予約権等の状況	30
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	42
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	42
(5) 所有者別状況	42
(6) 大株主の状況	43
(7) 議決権の状況	45
2. 自己株式の取得等の状況	46
3. 配当政策	47
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	48
第5 経理の状況	70
1. 連結財務諸表等	71
(1) 連結財務諸表	71
(2) その他	119
2. 財務諸表等	120
(1) 財務諸表	120
(2) 主な資産及び負債の内容	130
(3) その他	130
第6 提出会社の株式事務の概要	131
第7 提出会社の参考情報	132
1. 提出会社の親会社等の情報	132
2. その他の参考情報	132
第二部 提出会社の保証会社等の情報	133

[監査報告書]

[確認書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月28日
【事業年度】	第68期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼COO 廣田 康人
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【電話番号】	050(1744)3104
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務統括部長 林 晃司
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【電話番号】	050(1744)3104
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務統括部長 林 晃司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (百万円)	400,157	386,662	378,050	328,784	404,082
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	21,738	8,763	10,101	△6,923	22,166
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	12,970	△20,327	7,097	△16,126	9,402
包括利益 (百万円)	4,399	△25,918	3,654	△22,648	26,033
純資産額 (百万円)	201,302	166,829	152,323	126,763	146,537
総資産額 (百万円)	348,232	304,460	316,115	333,180	345,773
1株当たり純資産額 (円)	1,051.45	873.43	830.40	689.57	798.08
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	68.33	△107.59	37.91	△88.17	51.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	64.42	—	37.47	—	51.33
自己資本比率 (%)	57.3	54.1	48.0	37.9	42.2
自己資本利益率 (%)	6.5	△11.2	4.5	△11.6	6.9
株価収益率 (倍)	26.3	—	47.9	—	49.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	37,136	11,049	14,792	19,330	49,146
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△13,788	△5,467	△12,185	△9,634	△10,167
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△11,548	△13,753	△29,471	31,336	△25,968
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	78,102	65,877	37,985	80,474	95,275
従業員数 (人)	8,586	8,823	9,039	8,904	8,861
[外、平均臨時雇用者数]	[2,114]	[1,904]	[1,814]	[1,779]	[1,570]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 第65期および第67期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
営業収益 (百万円)	25,618	24,233	24,605	23,300	27,275
経常利益 (百万円)	1,952	4,215	2,673	2,455	6,271
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	2,668	△2,759	6,123	938	7,020
資本金 (百万円)	23,972	23,972	23,972	23,972	23,972
発行済株式総数 (千株)	199,962	199,870	189,870	189,870	189,870
純資産額 (百万円)	65,739	52,331	43,829	41,201	42,408
総資産額 (百万円)	139,175	121,049	111,362	155,917	153,066
1株当たり純資産額 (円)	344.75	275.02	237.31	222.92	229.98
1株当たり配当額 (円)	23.50	24.00	30.00	24.00	24.00
(内1株当たり中間配当額)	(一)	(12.00)	(12.00)	(一)	(12.00)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	14.06	△14.61	32.71	5.13	38.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	13.17	—	32.33	5.13	38.32
自己資本比率 (%)	47.0	42.9	38.9	26.2	27.5
自己資本利益率 (%)	4.0	△4.7	12.9	2.2	16.9
株価収益率 (倍)	127.7	—	55.5	386.0	66.5
配当性向 (%)	167.1	—	91.7	467.8	62.6
従業員数 (人)	942	932	905	998	972
[外、平均臨時雇用者数]	[85]	[72]	[62]	[68]	[64]
株主総利回り (%)	77.9	62.2	81.1	89.1	114.6
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(122.2)	(102.7)	(121.3)	(130.3)	(146.9)
最高株価 (円)	2,416	2,122	1,919	2,224	3,130
最低株価 (円)	1,490	1,300	1,118	706	1,635

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

2. 第66期の1株当たり配当額には、創立70周年記念配当6円を含んでおります。

3. 第65期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 最高株価および最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2【沿革】

当社は、1949年9月1日に鬼塚株式会社として設立いたしましたが、1958年7月5日に生産子会社のオニツカ株式会社を形式上の存続会社として、これに販売子会社の東京鬼塚株式会社とともに合併されました。その後オニツカ株式会社は、株式の額面金額を500円から50円に変更するため、1963年6月1日に当時休業中の中央産業株式会社

(1943年5月27日設立、1963年6月1日オニツカ株式会社に商号変更)を存続会社としてこれに合併されました。さらに、商号変更後のオニツカ株式会社は、1977年7月21日を合併期日として、商号を株式会社アシックスに変更し、スポーツウェア・用具メーカーの株式会社ジィティオおよびスポーツウェアメーカーのジェレンク株式会社と合併し、一躍総合スポーツ用品メーカーとなり現在に至っております。

1949年3月	鬼塚商会発足
1949年9月	鬼塚商会を改組し、鬼塚株式会社(神戸市)を設立 スポーツシューズ専門メーカーを旨としてバスケットボールシューズほかスポーツシューズの開発・生産・販売開始
1953年5月	自家工場タイガーゴム工業所(神戸市)を開所
1955年8月	関東・東北地区の販売拠点として東京鬼塚株式会社(東京都)を設立
1957年6月	生産部門としてタイガーゴム工業所を改組し、オニツカ株式会社を設立
1958年7月	鬼塚株式会社、東京鬼塚株式会社をオニツカ株式会社に吸収合併、生産・販売を一体化し、東京鬼塚株式会社本社を東京支店と改称
1963年6月	額面変更のため、中央産業株式会社(1943年5月27日設立)へ、オニツカ株式会社を吸収合併、直ちに商号をオニツカ株式会社に變更
1964年2月	神戸証券取引所に上場
1964年4月	大阪証券取引所市場第二部に上場
1969年4月	スポーツシューズの生産工場として、鳥取オニツカ株式会社(のちに商号を山陰アシックス工業株式会社に變更)を設立
1972年5月	東京証券取引所市場第二部に上場
1974年6月	東京・大阪証券取引所市場第一部に指定
1975年8月	欧州市場開拓のためオニツカタイガー有限公司(のちに商号をアシックスドイチュランツGmbHに變更)を設立
1977年7月	商号を株式会社アシックスに変更し、株式会社ジィティオおよびジェレンク株式会社と合併により、縫製7工場(福井、武生、若狭(のちに資本関係消滅)、山口(のちに清算)、北九州、大牟田、宮崎)およびジェレンクU. S. A., Inc. (のちに商号をアシックススポーツオブアメリカINC. に變更)などを引継ぐ
1980年10月	スポーツシューズの生産工場として、鳥取アシックス工業株式会社(のちに商号を山陰アシックス工業株式会社に變更し、山陰アシックス工業株式会社(消滅会社)および島根アシックス工業株式会社(消滅会社)と合併)を設立
1981年7月	アシックススポーツオブアメリカINC. を廃し、米国市場開拓の新拠点としてアシックスタイガーコーポレーション(のちに商号をアシックスアメリカコーポレーションに変更)を設立
1982年8月	物流コストの合理化をはかるため、アシックス物流株式会社を設立
1985年7月	神戸ポートアイランド(神戸市)に新本社社屋建設、本店を移転
1985年11月	科学的基礎研究体制強化のため、スポーツ工学研究所を設置
1986年7月	オーストラリア市場開拓のため、アシックスタイガーオセアニアPTY. LTD. (のちに商号をアシックスオセアニアPTY. LTD. に變更)を設立
1990年3月	欧州における販売強化のため、アシックスフランスS. A. (のちに組織変更しアシックスフランスS. A. S)を設立
1990年4月	研究開発・人材育成の新たな拠点として、アシックススポーツ工学研究所・人材開発センター(神戸市・のちにアシックスR&Dセンターに改称)竣工
1991年5月	欧州における販売強化のため、オランダにアシックスベネルクスB. V. を設立
1991年6月	欧州における販売強化のため、アシックスイタリアS. p. A. を設立
1992年3月	欧州における販売強化のため、英国にアシックスUKリミテッドを設立
1994年9月	スポーツシューズおよびスポーツウェアの生産工場として、中華人民共和国に江蘇愛世克私有限公司を設立(のちにスポーツシューズの製造を協力工場に移管)
1994年12月	欧州における販売体制強化のため、欧州の統括会社としてオランダにアシックスヨーロッパB. V. を設立

1997年 7 月	北海道地区・中部地区における販売体制合理化のため、同地区における販売業務をそれぞれアシックス北海道販売株式会社（旧商号 株式会社アジア）・アシックス中部販売株式会社（旧商号 ワタモリ株式会社）に集約
1998年10月	生産体制合理化のため、宮崎アシックス工業株式会社を存続会社として、北九州アシックス工業株式会社、大牟田アシックス工業株式会社を合併、商号をアシックスアパレル工業株式会社に変更
2000年12月	アシックスR＆Dセンター（のちにアシックススポーツ工学研究所に改称）で環境マネジメントシステムの国際標準規格「ISO14001」の認証を取得
2001年10月	ウォーキング事業における意思決定の迅速化と小売業のノウハウの蓄積をはかるため、アシックス歩人館株式会社を設立
2002年 3 月	本社で環境マネジメントシステムの国際標準規格「ISO14001」の認証を取得
2002年 7 月	東北地区における販売体制合理化のため、アシックス東北販売株式会社を設立
2002年10月	スクールスポーツウェア事業の効率的な運営を図るため、アシックスデポルテ株式会社を合併
2003年 4 月	欧州における販売体制強化のため、アシックスヨーロッパB.V.を存続会社として、アシックスベネルクスB.V.を合併
2005年 4 月	生産体制合理化のため、福井アシックス工業株式会社を存続会社として、武生アシックス工業株式会社を合併
2005年12月	台湾における販売体制強化のため、台灣亞瑟士運動用品股份有限公司（のちに商号を台灣亞瑟士股份有限公司に変更）を設立
2006年 1 月	九州地区における販売体制強化のため、アシックス九州販売株式会社を設立し、九州地区における販売業務を集約
2006年 2 月	中国における販売体制強化のため、愛世克私（上海）商貿有限公司（のちに商号を亞瑟士（中国）商貿有限公司に変更）を設立
2006年 4 月	国内における販売体制強化のため、アシックス歩人館株式会社を存続会社として、株式会社アシックススポーツビーイングを合併し、商号を株式会社アシックススポーツビーイング（のちに清算）に変更
2007年 3 月	兵庫県尼崎市に関西支社社屋建設、大阪支社を移転し関西支社に改称するとともに、同日付で東京支社を関東支社に改称
2007年 9 月	経営資源の効率化・役割の棲み分けによる商品力の強化、生産性の向上などを目的として持分法適用関連会社であったアシックス商事株式会社およびその子会社を連結子会社化
2007年11月	北関東・中四国地区における販売体制の強化・合理化のためアシックス関越販売株式会社、アシックス中四国販売株式会社を設立
2007年11月	韓国における販売の強化・拡大のため、アシックススポーツコーポレーション（のちに商号をアシックス 코리아コーポレーションに変更）を設立
2007年11月	東欧における販売体制強化のため、ポーランドにアシックスポルスカSp. zo. o.を設立
2008年 6 月	東欧における販売体制強化のため、ロシアにアシックスロシアを設立
2009年 4 月	オニツカタイガーブランドの商品企画強化のため、株式会社OTプランニング（のちに清算）を設立
2009年 7 月	当社の企業博物館であるアシックススポーツミュージアムを開館
2009年 8 月	北欧における販売体制強化のため、アシックススカンジナビアAS（のちに商号をアシックスノルウェーASに変更）およびその子会社を連結子会社化
2010年 4 月	関東支社を東京支社に改称
2010年 8 月	グローバル規模でのアウトドア事業の強化拡大のため、スウェーデンに本社を置くホグロフスホールディングABおよびその子会社を連結子会社化
2010年 8 月	北米地域における販売体制強化のため、現地代理店であるAgence Québec Plus Ltée（のちに商号をアシックスカナダコーポレーションに変更）を連結子会社化
2011年 4 月	スポーツアパレル等の事業の開発・生産管理体制の強化のため、香港に「亞瑟士香港服装有限公司」を設立
2012年 1 月	東京都中央区に東京支社を移転
2012年 5 月	南アジアにおける販売体制強化のため、インドにアシックスインディアPRIVATE LIMITEDを設立
2012年 5 月	東南アジアにおける販売体制強化のため、シンガポールにアシックスアジアPTE. LTD.を設立
2012年 9 月	国内におけるマーケティング・販売機能の強化・拡大のため、アシックスジャパン株式会社を設立

2013年 1 月	グローバル市場の動向を見据えた経営管理と競争力の源泉である商品開発力の強化のため、世界本社機能と日本事業を分離、日本事業については、アシックスジャパン株式会社およびアシックススポーツ販売株式会社に吸収分割、アシックススポーツ販売株式会社を存続会社として、アシックス北海道販売株式会社、アシックス東北販売株式会社、アシックス関越販売株式会社、アシックス中部販売株式会社、アシックス中四国販売株式会社およびアシックス九州販売株式会社を合併するとともに、商号をアシックス販売株式会社に変更、当社の東京支社および関西支社を廃止
2013年 7 月	メキシコにおける販売体制強化のため、アシックススポーツメキシコS. A. de C. V. を設立
2014年 1 月	南アフリカにおける販売体制強化のため、アシックスサウスアフリカ (PTY) LTDを設立
2014年 3 月	経営資源の集中、商品イノベーション、管理、マーケティング等の協業等を通じての成長速度の加速、競争基盤の拡充を目的として、公開買付けおよび株式交換により、アシックス商事株式会社およびその子会社を完全子会社化
2014年10月	国内アパレル生産体制の合理化のため、福井アシックス工業株式会社を存続会社として、アシックスアパレル工業株式会社を合併し、商号をアシックスアパレル工業株式会社に変更
2015年10月	国内物流業務の合理化のため、アシックス物流株式会社の全株式を丸紅ロジスティクス株式会社に譲渡
2015年11月	ホグロフスグループの経営合理化のため、ホグロフススカンジナビアABが、ホグロフスホールディングABを吸収合併し、商号をホグロフスABに変更
2015年12月	中東地域における販売体制強化のため、アシックスミドルイーストホールディングB. V. を設立
2016年 1 月	国内事業の構造改革のため、アシックスジャパン株式会社が、アシックス販売株式会社およびホグロフスジャパン株式会社を吸収合併
2016年 1 月	国内アパレル生産体制の合理化のため、アシックスアパレル工業株式会社が、大牟田工場の全事業を会社分割によって新設会社である帝人フロンティアアパレル工業株式会社に承継
2016年 3 月	デジタルマーケティング技術によるDTC (Direct to Consumer) 戦略の強化のため、アメリカに本社を置くフィットネスキーパー, Inc. (のちに商号をアシックスデジタル Inc. に変更) の全株式を取得し、連結子会社化
2016年 4 月	東南アジアにおける販売体制強化のため、アシックス (タイランド) COMPANY LIMITEDを設立
2016年 5 月	中東地域における販売体制強化のため、アシックスミドルイーストトレーディングLLCを設立
2016年10月	南米地域における販売体制強化のため、アシックスチリSpAを設立
2016年11月	南米地域における販売体制強化のため、アシックスペルーS. R. L. を設立
2016年11月	ベンチャー企業への出資、事業開発推進のため、アシックス・ベンチャーズ株式会社を設立
2017年 3 月	南米地域における販売体制強化のため、アシックスアルゼンチンS. R. L. を設立
2017年 6 月	東南アジアにおける販売体制強化のため、アシックスマレーシアSDN. BHDを設立
2017年 7 月	南米地域における販売体制強化のため、アシックスコロンビアS. A. S. を設立
2019年 1 月	低酸素環境下トレーニング施設の運営事業開始のため、アシックス・スポーツコンプレックス株式会社を設立
2019年 9 月	東南アジアにおける販売体制強化のため、アシックスベトナムLLCを設立
2019年10月	「米国におけるパフォーマンスランニング」、「デジタル」強化の観点から、消費者とのタッチポイントとブランド露出拡大のため、米国等でレース登録サイト「Race Roster (レースロースター)」を運営するFast North Corporation社と、同年10月に設立した当社連結子会社レースロースターノースアメリカコーポレーションとの間で事業譲渡契約を締結し、同サイトの事業譲受を実施
2020年 5 月	アシックストライアスサービス株式会社およびアシックススポーツファシリティーズ株式会社を設立
2020年 8 月	インドネシアにおける販売体制強化のため、PTアシックスインドネシアトレーディングを設立
2021年 1 月	中東における販売体制強化のため、アシックスアラビアFZEを設立
2021年11月	保険代理店事業開始のため、アシックス・プレイシュア株式会社を設立
	オセアニア地域等でレース登録サイト「Register Now (レジスターナウ)」を運営するRegistration Logic Pty Ltd. の全株式を取得し、連結子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、当社および子会社66社で構成され、スポーツシューズ類、スポーツウェア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等の製造販売を主な事業内容としております。

《日本地域》

子会社であるアシックスジャパン(株)を通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

子会社であるアシックス商事(株)は、各地域の子会社へ当社ブランド製品の仲介貿易を行っており、また、自社企画・開発製品の販売を行っております。加えて、一部の当社ブランド製品の販売に伴い、当社にロイヤルティを支払っております。

《北米地域》

子会社であるアシックスアメリカコーポレーションなどを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《欧州地域》

子会社であるアシックスヨーロッパB.V. などを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《中華圏地域》

子会社である亞瑟士（中国）商貿有限公司などを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《オセアニア地域》

子会社であるアシックスオセアニアPTY. LTD. を通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《東南・南アジア地域》

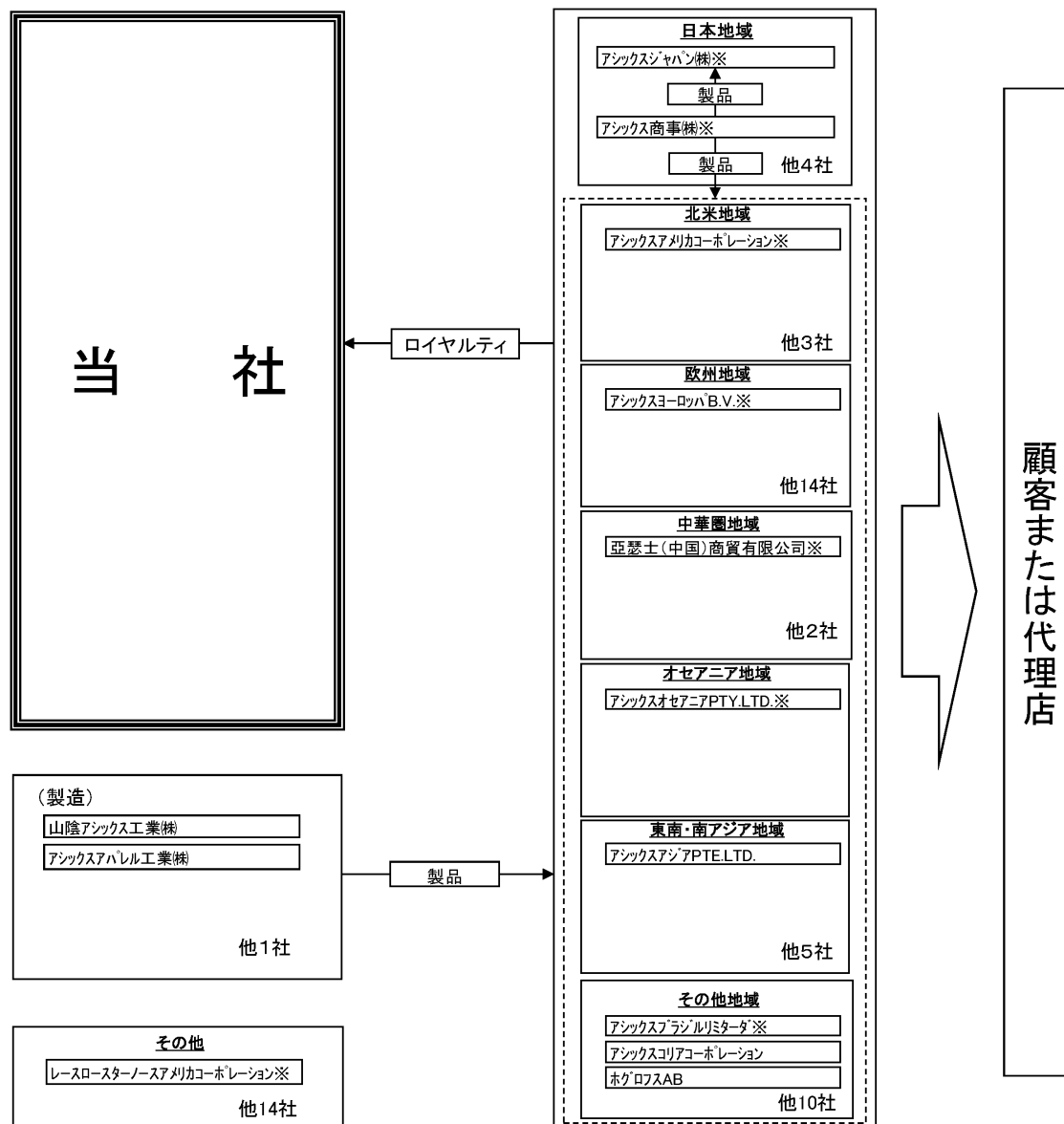
子会社であるアシックスアジアPTE. LTD. などを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《その他地域》

子会社であるアシックスブラジルおよびアシックスコリアコーポレーションなどを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事業の系統図の概略は次のとおりであります。



※特定子会社

(注) 当社は、販売子会社から、ロイヤルティを受取っております。またアシックス商事㈱から、一部の当社ブランド製品の販売に伴い、ロイヤルティを受取っております。

4【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
アシックスジャパン(株) ※1※2	東京都江東区	90	スポーツ用品 等の販売およ び日本の子会 社の統括	100	日本において、当社とのライセンス契約に基づき、 当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対 して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支 払っております。 役員の兼任等：無し
アシックス商事(株) ※1	兵庫県神戸市 須磨区	450	スポーツ用品 等の販売	100	日本において、当社とのライセンス契約に基づき、 当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対 して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支 払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスアメリカ コーポレーション ※1	California, U. S. A.	千米ドル 123, 000	スポーツ用品 等の販売およ び北米の子会 社の統括	100 (100)	北米において、当社とのライセンス契約に基づき、 当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対 して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支 払っております。なお、当社より債務保証を受けて おります。 役員の兼任等：無し
アシックスヨーロッパ B. V. ※1	Hoofddorp, NETHERLANDS	千ユーロ 45, 020	スポーツ用品 等の販売およ び欧州の子会 社の統括	100	欧州において、当社とのライセンス契約に基づき、 当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対 して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支 払っております。 また、欧州地区の当社グループのロイヤルティ等を 統括しております。 役員の兼任等：無し
亞瑟士（中国）商貿有 限公司 ※1※3	上海市，中国	千元 96, 228	スポーツ用品 等の販売	100 (100)	中国において、当社とのライセンス契約に基づき、 当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対 して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支 払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスオセアニア PTY. LTD. ※1	Marsden Park, AUSTRALIA	千豪ドル 2, 000	スポーツ用品 等の販売	100	オーストラリアにおいて、当社とのライセンス契約 に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売 し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイ ヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスアジア PTE. LTD.	Singapore, SINGAPORE	千シンガポール ドル 29, 550	スポーツ用品 等の販売	100	シンガポールにおいて、当社とのライセンス契約に 基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、 当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤル ティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスブラジル リミターダ ※1	Sao Paulo, BRASIL	千レアル 195, 000	スポーツ用品 等の販売	100 (99. 9)	ブラジルにおいて、当社とのライセンス契約に基 づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当 社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティ を支払っております。 役員の兼任等：無し
レースロースター ノースアメリカ コーポレーション ※1	British Columbia, Canada	千カナダドル 52, 279	ランナーがレ ースに登録を する際のプラ ットフォーム サイトの提供 等	100	ランナーがレースに登録をする際のプラットフォーム サイトの提供等を行っております。 役員の兼任等：無し
ホグロフスAB	Järfälla, SWEDEN	千スウェーデン クローナ 5, 000	アウトドア用 品の製造およ び販売	100	ホグロフスブランドのアウトドア用品の製造および 販売を行っております。 役員の兼任等：無し
山陰アシックス工業(株)	鳥取県境港市	90	スポーツ シューズ等の 製造	100	スポーツシューズ等を製造しております。 役員の兼任等：無し
アシックスアパレル 工業(株)	福井県越前市	90	スポーツウエ ア等の製造	100	スポーツウエア等を製造しております。 役員の兼任等：無し
その他52社	—	—	—	—	—

(注) 1. 当社グループは、「日本地域」、「北米地域」、「欧州地域」、「中華圏地域」、「オセアニア地域」、「東南・南アジア地域」、「その他地域」の7つを報告セグメントとしております。したがって、主要な事業の内容は、セグメントの名称ではありません。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. ※1：特定子会社に該当いたします。

4. ※2：アシックスジャパン株式会社につきましては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	67,892百万円
	(2) 経常損失	2,542百万円
	(3) 当期純損失	5,852百万円
	(4) 純資産額	7,718百万円
	(5) 総資産額	34,898百万円

5. ※3：亞瑟士（中国）商貿有限公司につきましては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	45,678百万円
	(2) 経常利益	9,031百万円
	(3) 当期純利益	6,613百万円
	(4) 純資産額	18,879百万円
	(5) 総資産額	29,539百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの区分	従業員数（人）	
日本地域	1,634	[451]
北米地域	1,226	[222]
欧州地域	1,585	[194]
中華圏地域	976	[58]
オセアニア地域	259	[187]
東南・南アジア地域	346	[28]
その他地域	726	[18]
全社（共通）等	2,109	[412]
合計	8,861	[1,570]

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
972 [64]	40.9	13.5	8,658,995

（注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

3. セグメントは「全社（共通）等」であります。

(3) 労働組合の状況

当社は、アシックスユニオンが結成されており、上部団体U Aゼンセン同盟に加入しております。また、一部の子会社において、それぞれ個別に労働組合が結成されております。

なお、労使関係につきましては、とくに記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

有価証券報告書に記載されている将来に関する記述は、当社グループが有価証券報告書提出日現在において入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(I) 経営の基本方針

アシックスグループは、「ASICS SPIRIT」に掲げた創業哲学「健全な身体に健全な精神があれかしー “Anima Sana In Corpore Sano”」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology」スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、「アシックスの理念」をもって事業運営を行っております。

(II) 長期ビジョン「VISION2030」策定

当社は、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、主に「パフォーマンス・アスリート」のための「プロダクト」を中心にビジネスを展開してきました。しかし、世界の60歳以上の人口が今後非常に速いペースで伸びていくことが予測され、より長く健康でいることが注目されています。また「健康」の定義も、昨今は身体の健康だけでなく、心の健康まで含めるようになってきました。このように急激に変化していく社会環境の中で創業哲学を実現するため、誰もが「ライフタイム・アスリート」として、スポーツを通じて心も身体も満たされるライフスタイルを創造していくことを目指し、そのために当社が2030年にあるべき姿としてVISION2030を策定いたしました。



「Performance Athlete」のサポートから、「Lifetime Athletes in All of Us」

私たち誰もが一生涯運動・スポーツに関わり心と身体が健康で居続けられる世界の実現へ。

2030年に向けて、当社は「プロダクト」に加え「ファシリティとコミュニティ」「アナリシスとダイアグノシス」これら3つの事業ドメインでビジネスを拡大していきます。この3つの事業ドメインを通じて、人々の心と身体の健康を実現していきます。

プロダクト

パーソナライズされたプロダクト

お客さま一人ひとりの嗜好、価値観の多様化に基づいてパーソナライズされたプロダクトを提案し、それらを素早くお届けする仕組みを構築します。

ファシリティとコミュニティ

最適な環境や仲間とのつながり

より多くの人々の健康を実現するために、スポーツをはじめのきっかけや継続するためのきっかけ、リアル・バーチャルを問わずいつでもどこでも誰とでもつながりながらスポーツを楽しめる場を提供します。

アナリシスとダイアグノシス

パーソナルデータに基づいたコーチング

長年つちかかってきた知見と、センシングなどの新たな技術によって収集されるデータに基づいた分析診断を通して、一人ひとりの健康およびパフォーマンスの維持・向上をサポートします。

すべての事業ドメインに共通する3つのテーマ

1. Digital 2. Personal 3. Sustainable

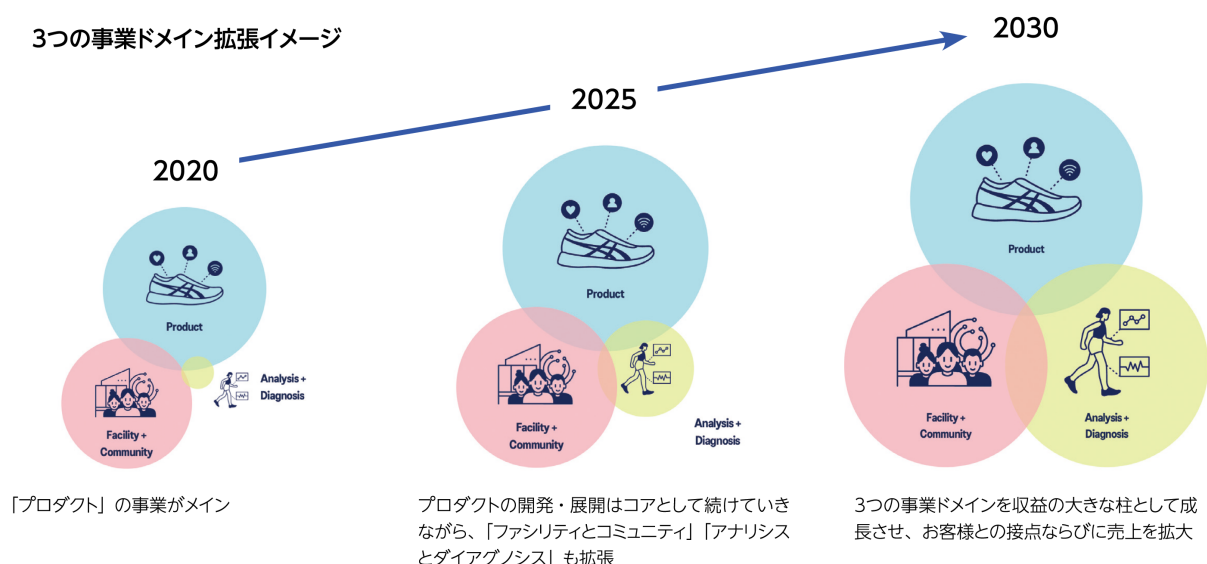
デジタル

パーソナル

サステイナブル

すべての事業ドメインに共通して、この3つのテーマを掲げています。進化を続けるデジタル技術を活用し、各個人に合わせてパーソナライズされた製品・サービスを、環境に配慮したサステナブルな手法で開発・提供していきます。これら3つのテーマを通じて、各事業ドメインを単独で成長させつつ、それぞれの事業ドメインが交わることで相乗効果を生み出し、価値の最大化を図ります。

3つの事業ドメイン拡張イメージ



あらゆる角度からお客さま一人ひとりに最適な価値を提供することで、
質の高いライフスタイルの実現に貢献することを目指します。

(Ⅲ) 中期経営計画2023策定

① 中期経営計画2023の進捗状況

コロナという未曾有の危機にありながらも、注力カテゴリーであるランニング市場が成長していることもあり、売上も成長トレンドに入っています。そして利益体質の確立に向けた選択と集中施策の実行により、収益力も大きく改善しており、中期経営計画2023を達成するための基盤となる1年となりました。

戦略目標である「デジタルを軸にした経営への転換」では、当社会員プログラムのOneASICS会員数が2022年1月末時点で550万人を突破し、中期経営計画における2023年の目標を前倒しで達成しました。EC売上も前年同期比で23.3%の成長を実現し、全体の粗利益率の改善に繋がっています。また、もう一つの戦略目標である「事業活動を通じたサステナブルな社会の実現」では、繊維由来のリサイクル材を活用した商品の発売や、新たな循環型ビジネスモデル構築に向けた取り組みを通じて、高い外部評価もいただいております。今後も強化することで世界の人々の心身の健康とスポーツができる環境を守ることに貢献していきます。

重点戦略の一つとして掲げた主力のパフォーマンスランニングでは、新商品の「METASPEED Sky/Edge」を着用して、数多くのアスリートたちが成果を生み出してくれました。それらの製品をはじめとする高い商品評価もあり、主要地域である日米欧においてランニングシューズ市場で高いマーケットシェアを達成しております。ランニング専門店との取り組みの継続や、コロナ禍で新たにランニングを始めた顧客層の取り込みを通じて、このポジションを維持・拡大していきます。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、当社はゴールドパートナー（スポーツ用品）として、参加アスリートおよびボランティアの方々に向けたサポートを実施いたしました。無観客開催となりましたが、日本選手団や契約アスリートなど、数多くの国々の選手の活躍によりアシックスブランドを全世界に発信することができました。今後も様々な活動を通じて真の共生社会の実現に向け貢献していきます。

② 経営環境

●市場環境

依然新型コロナウイルス感染症の影響は避けられないものの、先進国を中心にワクチン接種が進み、徐々に経済活動が再開してきています。そのような中、人々の健康意識も高い状態を維持しており、ランニングやウォーキング市場が引き続き好調であることに加え、その他のスポーツにおいても各種大会が開催されるようになってきたことで、人々のスポーツをする機会が増え、市場全体も回復を見せています。

これらの健康意識の高まりやスポーツへの期待の傾向は、今後さらなるワクチンの普及やwithコロナにおける生活様式の定着とともに、2022年以降も継続していくことが考えられます。コロナ禍で成長したランニングやウォーキング市場のみならず、コロナ禍前に実施されていた大勢が集まって行うスポーツの実施も徐々に再開され始め、スポーツ市場全体としてさらに回復が進んでいくと想定されています。

購買動向という観点では、コロナ禍で急速に浸透したEコマースの市場が今後も拡大していき、引き続き各業界でオムニチャネル化に向けた取り組みが進んでいくことが想定されます。

また、あらゆる場面でデジタルとリアルを結び付けようとする様々な取り組みが社会全体で進んでおり、今後もその傾向はますます加速していくことが予想されます。

●競合他社の状況

スポーツメーカー各社も回復傾向にある市場状況を追い風に、業績を持ち直してきています。

直営店やスポーツ用品店など実店舗での営業は、一時休業や営業時間短縮などの影響は受けているものの少しずつ回復傾向にあります。また、Eコマース市場の急速な拡大を背景に、各社ともに売上は伸張しており、今後もデジタルを成長のドライバーとした売上拡大を目指していくことが想定されます。さらに、実店舗とEコマースをつなぐオムニチャネル化に向けた取り組みも進んできていることから、引き続き各社ともにデジタル分野への投資に注力していくことが予想されます。

サステナビリティという観点においては、プロダクト及びサービスがサステナブルであることは当たり前求められる社会となっており、スポーツメーカー各社もプロダクトやサービスだけではなく、ビジネスのあらゆる面でサステナビリティに関する目標を設定し、様々な取り組みを通じてその達成を目指しています。

●顧客動向

コロナ禍以降、免疫力を高めることや健康でいることの重要性が強く認識され、健康を維持するための手段として、身体を動かすこと、スポーツを行うことがより人々にとって身近なものになりました。そして、スポーツには身体的な効果だけではなく、気分転換やストレス発散など心の健康を実現するといった精神的な効果もあり、世界各国における新型コロナウイルス影響下での自粛や制限された生活の中で、心の健康を保つためにスポーツを始めた人も多く、このトレンドは今後も継続すると見通しております。

健康やスポーツに対する意識の他には、生活者の購買動向として、コロナ禍で普及したEコマースでの購入や非接触型決済方法の普及がさらに進み、デジタルを活用したツールがより多くの人の日常に取り入れられ、拡大していくことが想定されます。

また、より持続的な社会を実現するための消費に対する価値観の変化やニーズはさらに大きくなることが予測されています。

③ VISION2030と中期経営計画2023の位置づけ

中期経営計画2023は、VISION2030実現のための重要な最初の3ヵ年計画であり、将来の持続的成長に向けて、まずはランニングにおいてプロダクトを軸に3つの事業ドメインの連携を強めることに注力します。また、収益性にフォーカスすることで、安定した財務基盤の確立を目指します。

④ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

中期経営計画2023を実行していく上で、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として、以下の戦略目標、方針に従って定めた重点戦略を着実に実行することで、収益性を高めることに注力し、将来の持続的成長のための安定した財務基盤を確立します。

中期経営計画2023

Sound Mind, Sound Body VISION2030

戦略目標 Strategic Objectives	デジタルを軸にした経営への転換	事業活動を通じたサステナブルな社会の実現
方針 Management Direction	収益性を高めることに注力し、将来の持続的成長のための安定した財務基盤を確立する	
重点戦略 Strategic Priorities	収益事業の拡大 ●ランニングでNo.1 ●オニツカタイガーの着実な成長 ●中華圏の成長加速 ●成長市場の拡大 ●サービス事業の拡大	収益事業への変革 ●アパレル事業 ●選択したスポーツカテゴリーへの集中 ●直営店戦略の見直し ●成熟市場における収益性向上
	経営基盤の強化 ●次世代技術によるイノベーション創造 ●サプライチェーン、生産改革 ●人財強化と人財活性化、ダイバーシティ&インクルージョン ●カテゴリー体制 2.0 ●財務戦略、バランスシートマネジメント ●ガバナンス体制の充実	

⑤ 経営指標

中期経営計画2023では、以下の財務指標を設定し、利益体質の確立と資産効率の向上により、強固な財務基盤の確立を目指しております。また財務指標だけでなく、VISION2030達成に向けた非財務指標も設定し、追求していきます。

財務指標		営業利益	営業利益率	ROA
	2023年度(計画)	250億円	6.0%以上	4.0%
非財務指標	EC成長	2023年：2019年比 3倍以上		
	OneASICS会員数	2023年：500万人以上(2019年比 3倍以上)		
	CO2排出量削減	2023年：製品あたりのCO2排出量を2015年比15%程度削減		
	女性管理職比率	2023年：35.0%(グローバル全体) ※評価すべき部下を持つ人(店舗を含む)		

2【事業等のリスク】

当社グループの事業、財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。記載内容のうち将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

なお、当社は、リスクマネジメント委員会を設け、これらの中から定期的に経営戦略に伴うリスクの分析・評価を行い、リスク対応策を講じることで全社的なリスクを低減し、危機の発生を回避、もしくは危機発生時の損失を最小化しています。もし、危機を認知した場合は、クライシスマネジメント規程に定められた方針に則り、速やかに対応いたします。

(1) グローバルでの事業拡大に伴う、バリューチェーンにおけるリスク

当社グループは、グローバルな事業展開をしており、更なる市場拡大を目指しています。生産につきましても、OEM生産を手掛ける多くの海外工場と協力して、東南アジアおよび中国など各地域での生産を進めています。

グローバルでの事業拡大には、バリューチェーンである調達、生産、販売において、以下に掲げるリスクが内在しており、経営戦略や業績に影響を及ぼす可能性があります。

① サステナビリティ（人権・環境）に関するリスク

a. 当社グループは、生産委託先工場に対し、各国および国際的な労働基準を遵守し労働者に公正で安全な労働環境を提供するよう厳しく要求しています。しかし、当社の生産委託先工場が、人権NGOから労働基準の非遵守を指摘された場合、事実関係に関わらず、当社グループの企業イメージを損なうリスクがあります。

b. 温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギーへの転換などの気候変動への対応が遅れた場合や、廃棄物排出量の削減、資源循環の取り組みなどが適切に行われなかった場合、当社グループの企業イメージに対する社会的な信用低下を招く可能性があります。

c. 当社グループは、製品および製造工程の有害・制限化学物質管理を進めていますが、原材料や工程で有害・制限化学物質の非遵守使用があった場合、業績や企業イメージに悪影響を及ぼす可能性があります。

② サプライチェーンに関するリスク

当社グループは、東南アジアを中心とした委託工場での生産から各販売地域を結ぶサプライチェーンにおいて、自然災害や事故等があった場合の物損に備えて、物流保険に加入しております。一方で、サプライチェーンが寸断され、商品の到着遅延による売上減があった場合は、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 信用リスク

当社グループはグローバルで販売チャネルの管理を強化していますが、代理店や小売店の経営破たんや債務不履行があった場合、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 季節的変動に係るリスク

当社グループが取扱う製品には、季節性の高いものが含まれており、季節により業績に偏りが生じる場合があります。そのような製品については、需要見通しの上で仕入・販売計画を策定しておりますが、気候条件による季節的な影響を正確に予測することは困難であり、実際の気候が予測と異なることにより、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外部への生産委託に関するリスク

当社グループは、製品の生産の一部を外部の協力工場に委託しております。これらの外注先の選定にあたっては、技術力や供給能力などについて、あらかじめ厳しく審査を行い、信頼できる取引先を選定しておりますが、納入の遅延や製品の欠陥をはじめとした、生産面でのリスクが生じる可能性を否定できず、外注先の生産能力不足や自然災害による外注先の操業停止などにより、当社グループが十分な製品供給を行えない可能性があります。

(4) 原材料の仕入価格の変動について

当社グループが生産委託先工場に生産を委託しているフットウェア製品の原材料の仕入値は国際的な原油価格と関係があるため、原油価格の大幅な価格変動が数ヶ月後の原材料価格動向に影響を及ぼす傾向があります。フットウェア製品は、売上高の大部分を占めており、国際原油価格に著しい変動が発生した場合には、仕入価格も変動し当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の物流価格の変動について

当社グループが生産委託先工場から販売子会社の市場に製品を輸送する場合の費用は、国際的な物流価格と関係があるため、物流価格の大幅な価格変動が製品仕入価格動向に影響を及ぼす傾向があります。

主に東南アジアに生産委託工場を有するフットウェア製品は、売上高の大部分を占めており、国際物流価格に著しい変動が発生した場合には、仕入価格も変動し当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、リスクマネジメント委員会の下部組織として、情報セキュリティ委員会を設け、セキュリティ専任チームが情報セキュリティの強化を進め、個人情報や営業秘密等の情報管理に努めています。しかし、高度化したサイバー攻撃により、これらの情報が万一漏洩・流出した場合、または、販売オペレーションが停止した場合には、お客様などからの損害賠償請求、売り上げの機会損失、および信用の失墜等により、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報の取扱いに関するリスク

当社グループは、グローバルレベルで顧客や従業員の個人情報を保有しています。欧州および各国における個人情報保護法の施行に対応するため、社内体制とプロセスを整え、当該部署への教育を強化するなどしてリスクを低減しています。特に欧州に関しては、EU一般データ保護規則違反により万一制裁金が課された場合、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある為、当社グループ共通ルールを定めた拘束的企業準則（Binding Corporate Rules）をEU当局に申請しています。

(8) 知的財産権に関するリスク

当社は、国内外において、多くの特許権・商標権等の知的財産権を所有しております。知的財産権に関する侵害事件の発生など、商品開発への悪影響やブランドイメージの低下等を招く可能性があります。

知的財産権に関する侵害訴訟は解決までに相当な時間と費用を要し、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材育成および確保に関するリスク

当社グループにとって人材は経営の基盤であり、特にグローバルな事業活動を一層進める中で、それらの環境で活躍できる人材の育成・確保が急務であり、国内外での積極的な採用活動、研修・教育の充実、コア人材の流出の防止などの施策を講じています。これらの施策にも拘わらず、当社グループの人材育成・確保、適材適所の配置が計画通り進まなかった場合、長期的視点から当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 競合と技術革新に関するリスク

当社グループの事業に関連する製品は、国内外の市場で競合他社との激しい競争にさらされております。当社グループの競合先には、研究開発や製造、販売面で有力な企業が存在しております。現在、当社グループのブランド力および製品は、こうした競合先との競争力を十分に有しておりますが、このことが、将来においても競合他社に対し有利に競争し続け得ることを保証するものではありません。また、取引先における技術革新によって当社製品の販路が縮小され、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新規事業に係るリスク

当社グループが新規事業に取り組む場合には、事前に十分な検討を行った上で事業計画が策定され、取締役会における承認の上で行われます。新規事業の展開には先行投資が必要となるケースが多く、当該事業が安定して収益を計上するまでには一定の時間を要することが予想されるため、一時的に当社グループの利益率が低下する可能性があります。

(12) M&Aに関するリスク

当社グループは新規市場への展開を行う中で、M&Aをその有効な手段のひとつとして位置付けており、今後も必要に応じてM&Aを実施する方針です。M&Aに際しては、対象企業のビジネス、財務内容および法務等について詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図る方針ですが、これらの調査の段階で確認又は想定されなかった事象がM&Aの実行後に発生又は判明する場合や、M&A実施後の事業展開が計画通りに進まない可能性があり、その場合は当社グループが当初期待した業績への寄与の効果が得られない可能性があることも考えられ、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 経済環境・消費動向の変化のリスク

当社グループが事業活動を展開している各国における経済環境や消費動向の変化により、売上の減少や過剰在庫が発生し、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 海外拠点での事業活動に係るリスク

当社は、事業活動の相当部分を米国、欧州および中国を含むその他地域で行っております。こうした海外市場で事業を行うにあたって、以下のような特有のリスクがあります。

- ・ゼネスト等の労働紛争
- ・アジア等における労働力不足と賃金水準の上昇
- ・政治不安
- ・貿易規制や関税の変更
- ・一般的に長期の債権回収期間
- ・法律や規制の予想し得ない制定または改正
- ・文化、商慣習の相違
- ・関税、輸送費用、その他の価格競争力を低下させる負担費用
- ・投資効果の実現までに要する長い期間と多額の資金

(15) 減損に係るリスク

当社は、今後買収を通じてさらにのれん等を保有する可能性があり、これらの資産につき収益性の低下が発生した場合、当社は減損を認識しなければならず、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 見積り前提条件の変動リスク

当社グループは連結財務諸表を作成するに際して、売上債権の回収可能性、たな卸資産の評価、投資有価証券の減損、繰延税金資産に対する評価性引当額、従業員の退職給付制度などに関して見積りを行っております。これらの見積りは将来に関する一定の前提に基づいており、その前提が実際の結果と相違する場合には、予期せぬ追加的な費用計上が必要となり、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(17) 為替レートの変動に伴うリスク

当社グループは、グローバルで製品の製造販売を行っております。各地域における現地通貨建の財務諸表を円換算して連結財務諸表を作成しており、換算時の為替レートにより、円換算後の価値に影響が出る可能性があります。製品仕入につきましては大部分を米ドル建で行っており、米ドルに対する他通貨の為替レートの変動などに伴う製造原価の上昇などにより、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、実需の範囲内で短期および長期の為替予約取引により、為替変動リスクを低減していますが、必ずしも為替リスクを完全に回避するものではありません。

(18) 税務に関するリスク

当社グループを構成する事業法人は、各国の税法に準拠して税額計算し、適正な形で納税を行っております。なお、適用される各国の移転価格税制などの国際税務リスクについて細心の注意を払っておりますが、税務当局との見解の相違により、結果として追加課税が発生する可能性があります。

(19) 株価下落のリスク

当社の発行済株式は、東京証券取引所にて売買可能であり、大株主による当社株式大量の市場売却や、そのような売却の可能性は、当社株式の市価を低下させる可能性があります。また、当社は当社株式に転換可能な有価証券を発行する可能性もあり、これらの事態が発生した場合、株式価値が希薄化し、株価に悪影響を与える可能性があります。

(20) 製造物責任に関するリスク

当社グループは、厳密な品質基準を設けて生産および仕入れを行っております。製造物責任賠償保険に加入しておりますが、すべての賠償額を保険でカバーできるという保証はありません。製造物責任問題発生による社会的評価、企業イメージの低下は、当社製品に対する消費者の購買意欲を減少させる可能性があります。これらの事象は財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21) 法令違反リスク

当社グループは、「アシックスグローバル行動規範」を定め、内部統制の体制を整え、グループ一丸となって法令順守および倫理行動規範の徹底に努めております。それにもかかわらず、当社グループの役員または従業員が法令に違反する行為を行った場合には、当社グループの事業活動が制限され、財政状態および経営成績が悪化する可能性があります。

(22) 紛争・訴訟リスク

当社グループと、取引先、顧客等との間に紛争や訴訟が発生した場合、当該紛争解決に多額の費用がかかり、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(23) 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

新型コロナウイルスの世界的な感染再拡大により、当社グループの一部の直営店舗・商業施設での時短営業、外出自粛による来店客数の減少等、引き続き当社経済活動に影響を及ぼしております。このような状況の下、事業活動を継続するため、情報収集やサプライチェーンの維持等様々な対応策を講じておりますが、今後予想以上に感染症の影響が長期化または更に拡大した場合、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(24) 大規模自然災害等に関するリスク

想定外の自然災害、政治経済状況の変化、感染症・伝染病等の流行、法律・規制の変更、テロ・戦争・その他社会情勢の混乱などが、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすリスクがあります。

特に、グループ全体の経営管理機能を集約している本社が所在する兵庫県神戸市で大規模自然災害が発生した場合、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当社は、大規模自然災害が本社地域および主要営業所に発生した場合に適用する「事業継続計画（BCP）」を策定しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

(1) 財政状態及び経営成績等の状況

当連結会計年度の主要な取り組み

今期も、世界的な新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響により、各種競技大会の中止・延期や規模の縮小、直営店の臨時休業等の状況が一部継続しておりました。感染症拡大に伴いベトナム南部の工場における一時的な生産停止もありましたが、各地域での供給体制の確保および手元在庫の有効活用により、2021年の売上影響の極小化を目指しました。また、世界的なコンテナ不足による海上輸送費の上昇もありました。

売上高および営業利益は、全地域においてパフォーマンスランニングが好調に推移したこと等により、当連結会計年度において前期比大幅増収増益となりました。また、4年ぶりに売上高4,000億円を超過しました。

◇デジタル

全世界におけるECの売上高は伸長し、前期比では連結は+23%でした。結果としてEC売上比率は16%となりました。デジタルに関して、今期は下記の取り組みを行いました。

①ランニングプログラムの提供

日本において、一般ランナーのパフォーマンス向上を目的にさまざまなランニング体験が得られる新しいサービス「アシックスプレミアムランニングプログラム」を4月に、11月には、ランニングを習慣化したい方から自己記録更新を目指すランナーまで全3コース（「エントリーコース」「ステップアップコース」「スピードコース」）を用意した「ASICS Running Program（アシックスランニングプログラム）」を実施しました。

②ASICS World Ekiden 2021（アシックスワールドエキデン2021）を開催

11月に、バーチャル駅伝レース「ASICS World Ekiden 2021（アシックスワールドエキデン2021）」を開催しました。オンライン上で結成されたチームで「デジタルたすき」を繋ぐ新しい形のランニングイベントとなっており、昨年同様に多くの方にご参加いただきました。全世界の人々と共にランニングを楽しむことができる機会を提供します。

③NFTオークションの実施

7月に、アシックス初となるシューズのNFT（※）である「SUNRISE RED NFTコレクション」をデジタルオークションで販売しました。

「SUNRISE RED NFTコレクション」は、アシックス初となるシューズのNFTです。オークションで落札したすべての所有者は、アニメーションやアプリケーション（Metaverse含む）において使うことができる本コレクションの3Dモデルやテキストチャーを受け取ることができます。アシックスは、デジタルマーケティング分野を強化しており、デジタル技術を活用したスポーツやライフスタイルにおける新たな楽しみ方を積極的に提案していきます。

※NFT：Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略称で「偽造不可な鑑定書・所有証明書付きのデジタルデータ」

◇パフォーマンスランニング

パフォーマンスランニングの売上高は、全地域において大幅増収となり、前期比30%以上成長しました。

また、ストライド型、ピッチ型（※）の走法に応じて設計したトップアスリート向けのレーシングシューズである「METASPEED Sky（メタスピードスカイ）」を3月に、「METASPEED Edge（メタスピードエッジ）」を6月に市場投入しました。これらのシューズを着用した国内外のトップランナーの活躍もあり、12月末時点で194を超える自己ベストが出ました。

※ 長距離走における走法は、スピードを上げるに従い主に一步の歩幅（ステップ長）が変化するストライド型と、スピードを上げるに従い一步の歩幅も足の回転数（ピッチ）も変化するピッチ型の2つに分類することができます。また、走行スピードは歩幅の長さ×足の回転数の式で求められ、ストライド型では歩幅をより伸長させること、ピッチ型では歩幅の伸長に加え足の回転数を上げることが走速度向上に重要であることが当社の研究で分かりました。

◇オニツカタイガー

オニツカタイガーの売上高は、前期比14%の増収となりました。

2月にミラノファッションウィークにブランドとして初めて参加。9月にも参加して22年春夏コレクションを発表しました。今後はミラノとロンドンを中心にヨーロッパでもブランドの活動範囲を徐々に広げていく予定です。

加えて、北京王府井にて中国で初となるTHE ONITSUKA（ジ・オニツカ）のストアを1月に、カリフォルニア州のビバリーヒルズにアメリカ西海岸で初となる旗艦店を3月に、世界屈指のショッピングストリートであるロンドンのリージェントストリートに世界最大の旗艦店を5月に、マレーシアクアラルンプールに旗艦店を11月にオープンしました。

◇主要地域の状況

全ての主要地域において、主にパフォーマンスランニングが好調に推移したことにより、前期比で増収増益となりました。日本では前期比16%、北米では32%、欧州で22%、中華圏では28%の大幅増収となりました。

◇サステナビリティ

サプライチェーンを通じて気候変動対策に取組み、温室効果ガス排出量の削減活動を実施していることが評価され、国際NPOであるCDPから上位企業8%が獲得する「サプライヤー・エンゲージメント・リーダー・ボード」に3年連続で選定されました。また、世界の代表的なESG投資指標である「Dow Jones Sustainability Indices」の「Asia/Pacific Index」対象銘柄に7年連続で選出されました。12月には、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成状況に応じて排出権を購入する国内初（当社調べ）のスキームを採用するサステナビリティ・リンク・ボンドを発行しました。

今後も引き続き、事業のあらゆる場面でサステナビリティに配慮した取り組みを推進し、持続可能な社会の実現に向け、さらなる貢献に努めます。

◇ROAツリーマネジメント

中期経営計画の目標指標の一つであるROAの最大化に向けての取組みを実施し、ROAは前期比で△5.0%から2.8%と約8%向上しました。

まず、ROA改善への施策を社内で浸透させるため、勉強会等を開催し落とし込みを図りました。そして、収益性向上に対して、コストオーナーによる販管費コントロールの取組みを強化させました。前期比で販管費率は48%から44%と約4%低減しました。

また、資金効率の観点では、前期比で在庫が減少する等、在庫抑制に継続的に取り組んだ結果、CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）は前期比で172日から134日と38日間の短縮となりました。

当連結会計年度の財政状態および経営成績は、次のとおりであります。

① 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前期末に比べ12,592百万円増加し、345,773百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前期末に比べ7,181百万円減少し、199,235百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前期末に比べ19,774百万円増加し、146,537百万円となりました。

② 経営成績

当連結会計年度における売上高は404,082百万円と前期比22.9%の増収、営業利益は21,945百万円（前期は営業損失3,953百万円）、経常利益は22,166百万円（前期は経常損失6,923百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,402百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失16,126百万円）となりました。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	売上高			セグメント利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
日本地域	94,398	109,911	15,513	△3,791	1,193	4,984
北米地域	65,377	86,176	20,798	△4,548	848	5,396
欧州地域	87,342	106,604	19,262	4,572	10,889	6,317
中華圏地域	41,118	52,593	11,474	4,305	9,147	4,842
オセアニア地域	19,926	24,756	4,830	2,707	3,347	639
東南・南アジア地域	8,553	10,903	2,350	152	964	812
その他地域	28,260	35,133	6,873	467	1,797	1,329

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは49,146百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは10,167百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは25,968百万円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前期末に比べて14,801百万円増加し、95,275百万円となりました。

（生産、受注及び販売の状況）

当社グループは、生産実績の割合が僅少であるため記載を省略しております。また、受注状況につきましても、受注生産を行っている割合が僅少であるため記載を省略しております。なお、報告セグメント別の売上高につきましては、「第2 「事業の状況」 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容）（1）当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容」をご参照ください。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、記載内容のうち将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

① 財政状態

当連結会計年度末の財政状態といたしましては、総資産345,773百万円（前連結会計年度末比3.8%増）、負債合計199,235百万円（前連結会計年度末比3.5%減）、純資産合計146,537百万円（前連結会計年度末比15.6%増）でした。

a. 流動資産

現金及び預金の増加などにより、243,133百万円（前連結会計年度末比3.1%増）となりました。

b. 固定資産

ソフトウェアの増加などにより、102,640百万円（前連結会計年度末比5.4%増）となりました。

c. 流動負債

1年内償還予定の社債の減少などにより、87,699百万円（前連結会計年度末比13.6%減）となりました。

d. 固定負債

社債の増加などにより、111,536百万円（前連結会計年度末比6.3%増）となりました。

e. 純資産

繰延ヘッジ損益の増加などにより、146,537百万円（前連結会計年度末比15.6%増）となりました。

② 経営成績

当連結会計年度における売上高は404,082百万円と前期比22.9%の増収、営業利益は21,945百万円（前期は営業損失3,953百万円）、経常利益は22,166百万円（前期は経常損失6,923百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,402百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失16,126百万円）となりました。

a. 売上高

感染症の影響はあったものの、パフォーマンスランニングやコアパフォーマンススポーツを中心に、全ての地域で好調に推移し、売上高は404,082百万円と前期比22.9%の増収となりました。

b. 売上総利益

上記増収の影響により、199,878百万円と前期比30.8%の増益となりました。

c. 営業利益

上記増収の影響に加え、粗利益率の改善などにより、営業利益は21,945百万円となりました。

d. 経常利益

上記増収増益の影響などにより、経常利益は22,166百万円となりました。

e. 親会社株主に帰属する当期純利益

上記増収増益の影響により、親会社株主に帰属する当期純利益は9,402百万円となりました。

カテゴリー別の業績は、次のとおりであります。

なお、一部カテゴリーについて算出方法を変更したことに伴い、前連結会計年度の売上高の実績を組み替えて表示しております。

また、当連結会計年度よりカテゴリー経営の更なる深化を目指し、カテゴリーが管理可能な費用を定義した上で、新たに「カテゴリー利益」を前連結会計年度の実績と併せて算出しております。

(単位：百万円)

(カテゴリー)	売上高			カテゴリー利益		
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減額 (△は減)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減額 (△は減)
パフォーマンスランニング	159,033	208,268	49,235	24,903	42,634	17,731
コアパフォーマンススポーツ	33,540	41,332	7,792	1,388	5,004	3,615
スポーツスタイル	29,570	33,252	3,682	2,051	4,310	2,258
アパレル・エキップメント	29,790	34,115	4,324	△5,381	△175	5,206
オニツカタイガー	33,935	38,545	4,610	3,616	4,868	1,251

a. パフォーマンスランニング

売上高は、全ての地域で好調に推移し、208,268百万円と前期比31.0%の増収となりました。カテゴリー利益につきましては、増収影響に加え、粗利益率の改善により、42,634百万円と前期比71.2%の増益となりました。

b. コアパフォーマンススポーツ

売上高は、全ての地域で好調に推移し、41,332百万円と前期比23.2%の増収となりました。カテゴリー利益につきましては、増収影響に加え、粗利益率の改善により、5,004百万円と前期比260.5%の大幅増益となりました。

c. スポーツスタイル

売上高は、欧州、中華圏、オセアニア地域での好調により、33,252百万円と前期比12.5%の増収となりました。カテゴリー利益につきましては、増収影響に加え、粗利益率の改善により、4,310百万円と前期比110.1%の大幅増益となりました。

d. アパレル・エキップメント

売上高は、日本、北米、欧州地域での好調により、34,115百万円と前期比14.5%の増収となりました。カテゴリー損失につきましては、粗利益率の改善により、175百万円と前期に比べ損失は大幅に縮小しました。

e. オニツカタイガー

売上高は、中華圏、東南・南アジア地域での好調により、38,545百万円と前期比13.6%の増収となりました。カテゴリー利益につきましては、増収影響に加え、粗利益率の改善により、4,868百万円と前期比34.6%の増益となりました。

報告セグメント別の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

a. 日本地域

売上高は、パフォーマンスランニングやコアパフォーマンススポーツが好調であったことにより、109,911百万円と前期比16.4%の増収となりました。

セグメント利益につきましては、上記増収の影響および販管費率の低下などにより、1,193百万円と黒字に転換しました。

カテゴリーに則した組織改編を実施したことにより、今後はよりカテゴリー毎に適した戦略を立案、推進してまいります。また、ECビジネスの加速など、収益改善に向け、原価率の改善および販管費コントロールに努めてまいります。

b. 北米地域

売上高は、パフォーマンスランニングやコアパフォーマンススポーツが好調であったことにより、86,176百万円と前期比31.8%の増収となりました。

セグメント利益につきましては、上記増収の影響および粗利益率の改善などにより、848百万円と黒字に転換しました。

引き続き、米国パフォーマンスランニング市場No. 1を目指し、戦略的に取り組むアカウントを通じて、シリアスランナーと若年層ランナーへのアプローチを進めます。さらに、OneASICSの会員数を拡大させ、更なるECチャネルの成長を実現します。また、収益性の改善については、商品構成の見直し、不採算店舗の削減、販管費コントロールに努めてまいります。

c. 欧州地域

売上高は、パフォーマンスランニング、コアパフォーマンススポーツやスポーツスタイルが好調であったことにより、106,604百万円と前期比22.1%の増収となりました。

セグメント利益につきましては、上記増収の影響および粗利益率の改善などにより、10,889百万円と前期比138.2%の大幅増益となりました。

今後は、パフォーマンスランニングを中心に、引き続きマーケットシェアの拡大を図ります。また、ECチャネルを中心としたデジタル戦略の更なる強化を継続してまいります。

d. 中華圏地域

売上高は、パフォーマンスランニングやオニツカタイガーが好調であったことにより、52,593百万円と前期比27.9%の増収となりました。

セグメント利益につきましては、上記増収の影響に加え、ホールセールやリテール向け商品の粗利益率の改善などにより、9,147百万円と前期比112.5%の大幅増益となりました。

今後は、キアアカウントおよびパートナーストアの選択と集中を行い、主要都市における旗艦店の出店も計画し、ブランド訴求を強化します。

また、中国本部の機能を活用した、現地のニーズに適合した製品の企画・開発は継続的に強化します。加えて、パフォーマンスランニングに特化した直営店舗を活用し、商品の機能訴求に引き続き注力してまいります。

e. オセアニア地域

売上高は、パフォーマンスランニングやスポーツスタイルが好調であったことにより、24,756百万円と前期比24.2%の増収となりました。

セグメント利益につきましては、上記増収の影響などにより、3,347百万円と前期比23.6%の増益となりました。

今後は、更なる収益性の改善を図るため、直営店舗およびECチャネルの拡大に努めてまいります。また、2021年に買収したレース登録サイト「Register Now（レジスターナウ）」の活用も含めて、引続き豪州におけるパフォーマンスランニング市場No. 1のブランドの地位を堅持してまいります。

f. 東南・南アジア地域

売上高は、パフォーマンスランニングやオニツカタイガーが好調であったことにより、10,903百万円と前期比27.5%の増収となりました。

セグメント利益につきましては、上記増収の影響などにより、964百万円と前期比533.7%の大幅増益となりました。

今後は、東南アジアにおいてはパフォーマンスランニング、オニツカタイガーに注力し、収益性の改善を図るため、直営店舗及びECチャネルの拡大に努めてまいります。インドにおいては主にパフォーマンスランニングの成長に注力し、パートナーストアの更なる展開とECチャネルの拡大により、収益性の拡大とブランド認知の向上に努めてまいります。

g. その他地域

売上高は、パフォーマンスランニングやコアパフォーマンススポーツが好調であったことにより、35,133百万円と前期比24.3%の増収となりました。

セグメント利益につきましては、上記増収の影響などにより、1,797百万円と前期比284.3%の大幅増益となりました。

南米では引き続き健全な利益を創出するために、パフォーマンスランニングビジネスに注力してまいります。また、収益改善に向けたECチャネルの拡大、および、現地生産比率の拡大による現地ニーズへの迅速な対応や原価率の改善に努めてまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにおきましては、当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、95,275百万円と前期比14,801百万円増加しました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は49,146百万円となり、前期比29,815百万円の増加となりました。

収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益14,120百万円、減価償却費14,051百万円、支出の主な内訳は、法人税等の支払額3,202百万円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は10,167百万円となり、前期比533百万円の増加となりました。

支出の主な内訳は、無形固定資産の取得による支出6,322百万円、有形固定資産の取得による支出3,251百万円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は25,968百万円となり、前期比57,305百万円の増加となりました。

支出の主な内訳は、社債の償還による支出20,000百万円、リース債務の返済による支出8,285百万円、配当金の支払額6,589百万円です。

キャッシュ・フロー指標のトレンド

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
自己資本比率（％）	57.3	54.1	48.0	37.9	42.2
時価ベースの自己資本比率（％）	97.9	87.1	105.0	108.8	135.0
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）	0.9	2.5	5.4	6.4	2.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ	69.0	13.8	11.5	11.6	28.7

（注） 自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

1. 各指標はいずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

3. 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いにつきましては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(3) 資本の財源および資金の流動性についての分析

当社グループの資金運営は、営業キャッシュ・フローで獲得した資金を主な財源としております。また、当社グループは、事業活動を行うための資金の調達に際し、低コストで安定的な資金の確保を重視しております。当連結会計年度末の有利子負債は110,474百万円であります。

資金効率の向上と金融費用の削減、ならびに財務面のグループガバナンス強化を目的として、グローバル・キャッシュ・マネジメント・システム（グローバルCMS）を2016年3月より金融機関と構築しており、グローバルCMS参加グループ会社を一体とみなして資金の預入および借入を行っております。これに伴い、従来当社から行っておりました一部子会社への貸付けを解消いたしました。当該グローバルCMSにおいて、預入金および借入金の相殺表示を行うためのすべての要件を満たしているため、相殺表示を行っております。なお、当連結会計年度末の相殺金額は25,115百万円であります。

2021年12月に、当社グループにおける運転資金に充当するため、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成状況に応じて排出権を購入するサステナビリティ・リンク・ボンド（第5回無担保社債）10,000百万円を発行いたしました。当該社債は2020年6月に関東財務局長に提出した2年間有効の50,000百万円の社債発行登録書を基に発行しております。

(4) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当社グループは10年先を見据えた「VISION2030」を制定し、2023年12月期を最終年度とする中期経営計画で「連結営業利益250億円」「連結営業利益率6.0%以上」「ROA4.0%」を数値目標に設定しております。

当連結会計年度における営業利益は21,945百万円（前期は営業損失3,953百万円）、営業利益率は5.4%（前期比6.6ポイント改善）、ROAは2.8%（前期比7.8ポイント改善）となり、引き続き当該指標の改善に邁進してまいります。

(5) 重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

5【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、経営の基本方針である機能性豊かで質の高いスポーツ用品を提供していくことを基礎とし、蓄積されたスポーツテクノロジーに基づき、パフォーマンスランニング、コアパフォーマンススポーツ、スポーツスタイル、アパレル・エクイップメントおよびオニツカタイガーの各分野において、各統括部門および各関係会社が新製品の開発を担当し、スポーツ工学研究所が材料開発、機能設計、製品の機能評価などを通じて、各統括部門および各関係会社の新製品開発の支援業務を行っております。さらには、研究所では、製品設計で得られた多くのデータ、知見をもとに、パフォーマンスの向上やウェルネスケアの分野において、価値あるサービスの提供を目指した研究開発も行っております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は4,911百万円（前期比5.8%増）となっております。なお、当社グループの行っている研究開発活動は各セグメントに共通するものであり、各セグメントに関連づけて記載しておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、経営資源を成長分野に重点投入することを基本としており、主に製品の機能向上、品質向上のほか合理化、省力化のための投資およびEコマース事業拡大のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資額は9,415百万円でした。主なものをセグメント毎に示すと、次のとおりであります。

北米地域における投資額は1,004百万円で、物流センターにおけるEコマースシステムへの投資であります。

欧州地域における投資額は1,253百万円で、直営店の新規出店に伴う投資であります。

全社（共通）等における投資額は5,881百万円で、Eコマースシステムおよびグローバル事業展開を支援する基幹システム等であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 区分	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
本社 (兵庫県神戸市中央区)	全社（共通）等	統括業務施設 ほか	2,129	0	33	946 (6,615)	1	3,111	571
アシックスジャパン(株) 本社 (東京都江東区)	日本地域	販売業務施設	2,590	—	11	1,215 (2,732)	—	3,817	67

(注) 従業員数は、当該事業所に勤務している提出会社の従業員を記載しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

2021年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント 区分	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
アシックスアメリカ コーポレーション	バイヘリア配 送センター (米国ミシシ ッピ州)	北米地域	物流倉庫	136	—	201	—	2,235	2,573	141

(注) 1. 金額には、消費税等は含んでおりません。

2. 上記帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設の計画

経常的な設備の新設を除き、重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等の計画

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	790,000,000
計	790,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年3月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	189,870,559	189,870,559	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	189,870,559	189,870,559	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

株式会社アシックス 第1回新株予約権

決議年月日	2013年6月21日の定時株主総会決議 2013年7月19日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名 当社執行役員（所得税法上の居住者のみ）5名
新株予約権の数（個） ※	52
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） ※	5,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年8月7日から 2043年8月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,708 資本組入額 854
新株予約権の行使の条件 ※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2. に準じて決定します。

株式会社アシックス 第2回新株予約権

決議年月日	2014年7月18日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名 当社執行役員（所得税法上の居住者のみ）6名
新株予約権の数（個） ※	37
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） ※	3,700（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2017年8月9日から 2044年8月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 2,136 資本組入額 1,068
新株予約権の行使の条件 ※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2. に準じて決定します。

株式会社アシックス 第3回新株予約権

決議年月日	2015年4月7日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）5名 当社従業員6名 子会社取締役3名 子会社従業員2名
新株予約権の数（個） ※	79
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） ※	7,900（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2018年5月13日から 2045年5月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,009 資本組入額 1,505
新株予約権の行使の条件 ※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2．新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2. に準じて決定します。

株式会社アシックス 第4回新株予約権

決議年月日	2016年4月22日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）4名 当社従業員7名 子会社取締役2名 子会社従業員3名
新株予約権の数（個） ※	200
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） ※	20,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2019年5月18日から 2046年5月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 2,179 資本組入額 1,090
新株予約権の行使の条件 ※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (2) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2. に準じて決定します。

株式会社アシックス 第5回新株予約権

決議年月日	2017年4月26日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）5名 当社従業員6名 子会社取締役4名 子会社従業員2名
新株予約権の数（個） ※	643
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） ※	64,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2020年5月30日から 2047年5月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,671 資本組入額 836
新株予約権の行使の条件 ※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (2) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2. に準じて決定します。

株式会社アシックス 第6回新株予約権

決議年月日	2018年4月20日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）6名 当社執行役員12名 子会社取締役4名 子会社従業員2名
新株予約権の数（個） ※	609
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） ※	60,900（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2021年5月19日から 2048年5月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,787 資本組入額 894
新株予約権の行使の条件 ※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (2) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2. に準じて決定します。

②【ライツプランの内容】

該当事項がないため記載しておりません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項がないため記載しておりません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月12日(注)1	△92,432	199,870,559	—	23,972	—	6,000
2019年2月28日(注)2	△10,000,000	189,870,559	—	23,972	—	6,000

(注) 1. 2018年3月29日の取締役会決議に基づき2018年4月12日に実施した自己株式の消却により、発行済株式総数は92,432株減少いたしました。

2. 2019年2月13日の取締役会決議に基づき2019年2月28日に実施した自己株式の消却により、発行済株式総数は10,000,000株減少し、189,870,559株となっております。

(5)【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	44	32	245	387	48	24,722	25,478	－
所有株式数 （単元）	－	643,598	47,311	99,802	846,850	166	259,237	1,896,964	174,159
所有株式数の割 合（％）	－	33.93	2.49	5.26	44.64	0.01	13.67	100.00	－

(注) 1. 自己株式6,829,533株は、「個人その他」に68,295単元、「単元未満株式の状況」に33株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、20単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	23,372	12.77
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	7,858	4.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	6,670	3.64
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	6,607	3.61
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本 生命証券管理部内	5,679	3.10
J P MORGAN CHASE BA N K 3 8 5 6 3 2 (常任代理人 株式 会社みずほ銀行決済営業部)	2 5 B A N K S T R E E T , C A N A R Y W H A R F , L O N D O N , E 1 4 5 J P , U N I T E D K I N G D O M (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	5,055	2.76
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 4 (常 任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	2 4 0 G R E E N W I C H S T R E E T , N E W Y O R K , N Y 1 0 2 8 6 , U . S . A . (東京都港区港南2丁目15 -1 品川インターシティA棟)	4,292	2.35
J P M O R G A N B A N K L U X E M B R O U G S . A . 3 8 4 5 1 3 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	E U R O P E A N B A N K A N D B U S I N E S S C E N T E R 6 , R O U T E D E T R E V E S , L - 2 6 3 3 S E N N I N G E R B E R G , L U X E M B O U R G (東京都港区港南2丁目15-1 品川 インターシティA棟)	4,121	2.25
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	P . O . B O X 3 5 1 B O S T O N M A S S A C H U S E T T S 0 2 1 0 1 U . S . A . (東京都港区港南2丁目15- 1 品川インターシティA棟)	3,902	2.13
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	3,179	1.74
計	—	70,739	38.65

(注) 大量保有報告書またはその変更報告書により、次のとおり株式を所有している旨の公衆縦覧がなされておりますが、当社として議決権行使基準日時点における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

2018年4月9日現在(報告日:2018年4月16日)

氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	7,858	3.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,568	2.78
三菱UFJ国際投信株式会社	744	0.37
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	499	0.25

2021年12月31日現在（報告日：2022年1月7日）

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 （千株）	株券等保有割合 （％）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	6,414	3.38
日興アセットマネジメント株式会社	6,162	3.25

2021年12月31日現在（報告日：2022年1月5日）

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 （千株）	株券等保有割合 （％）
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	9,978	5.26
ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・ インク（J.P. Morgan Investment Management Inc.）	375	0.20
J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック） リミテッド（JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited）	320	0.17
JPモルガン証券株式会社	829	0.44
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー （J.P. Morgan Securities plc）	1,278	0.67

2021年12月31日現在（報告日：2022年1月11日）

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 （千株）	株券等保有割合 （％）
SMB C日興証券株式会社	3,472	1.83
株式会社 三井住友銀行	6,607	3.48

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,829,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 182,866,900	1,828,669	—
単元未満株式	普通株式 174,159	—	—
発行済株式総数	189,870,559	—	—
総株主の議決権	—	1,828,669	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
株式会社アシックス	神戸市中央区港島中町7丁目1番1	6,829,500	—	6,829,500	3.60
計	—	6,829,500	—	6,829,500	3.60

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号および第13条に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項がないため記載しておりません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項がないため記載しておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	233,080	6,297,541
当期間における取得自己株式	254	592,016

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取請求2,686株および譲渡制限付株式の無償取得230,394株によるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（単元未満株式の売渡請求による売渡）	30	74,460	—	—
その他（新株予約権の権利行使）	50,300	72,778,490	—	—
その他（譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分）	180,874	260,212,234	—	—
保有自己株式数	6,829,533	—	6,829,787	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式および新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび売渡しによる株式および新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき1株につき24円00銭（うち中間配当金12円00銭）を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、成長分野に重点投入することを基本とし、将来の収益拡大を通して、株主の皆様への還元を図ってまいります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2021年8月13日 取締役会決議	2,196	12.0
2022年3月25日 定時株主総会決議	2,196	12.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、創業の精神「ASICS SPIRIT」に基づき、株主、お客様、社会、従業員などのステークホルダーとの強い信頼関係を構築することで、当社グループを持続的に成長させ企業価値の長期継続的な向上を目指しております。また、当社の創業哲学を具現化した「Sound Mind, Sound Body」というグループ共通の価値観の下、お客様に喜んで頂ける魅力的でかつ地球環境にやさしいサステナブル商品・サービスを提供し続けていくことで、持続可能な社会に貢献することを目指しております。

そのために、健全で透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを構築し、経営の監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに引き続き努めてまいります。

② 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

2020年3月27日開催の第66回定時株主総会の決議による承認を得て、監査等委員会設置会社へ移行し、経営の監督と執行の分離を明確化して意思決定を迅速化するとともに、取締役の過半数を社外取締役とすることで、経営の緊張感を高め、取締役会の監督機能を強化しております。これにより、実効的なコーポレートガバナンスを通じて中長期的な企業価値を向上させてまいります。

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図るため、重要な業務執行を行うとともに、独立社外取締役を中心とした業務執行の監督を行っております。取締役会は8名で構成され、独立社外取締役はその過半数の5名となります。なお、各取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制にするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年としています。

当社の監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から以下の役割を担っております。監査等委員会は3名で構成され、独立社外取締役はその過半数の2名とすることで、監査・監督機能をより一層充実させてまいります。

① 取締役および執行役員の職務の執行の監査・監督

② 監査等委員以外の取締役の選解任または報酬等に対する意見の決定

③ 会計監査人の選解任および非再任に関する議案の内容の決定

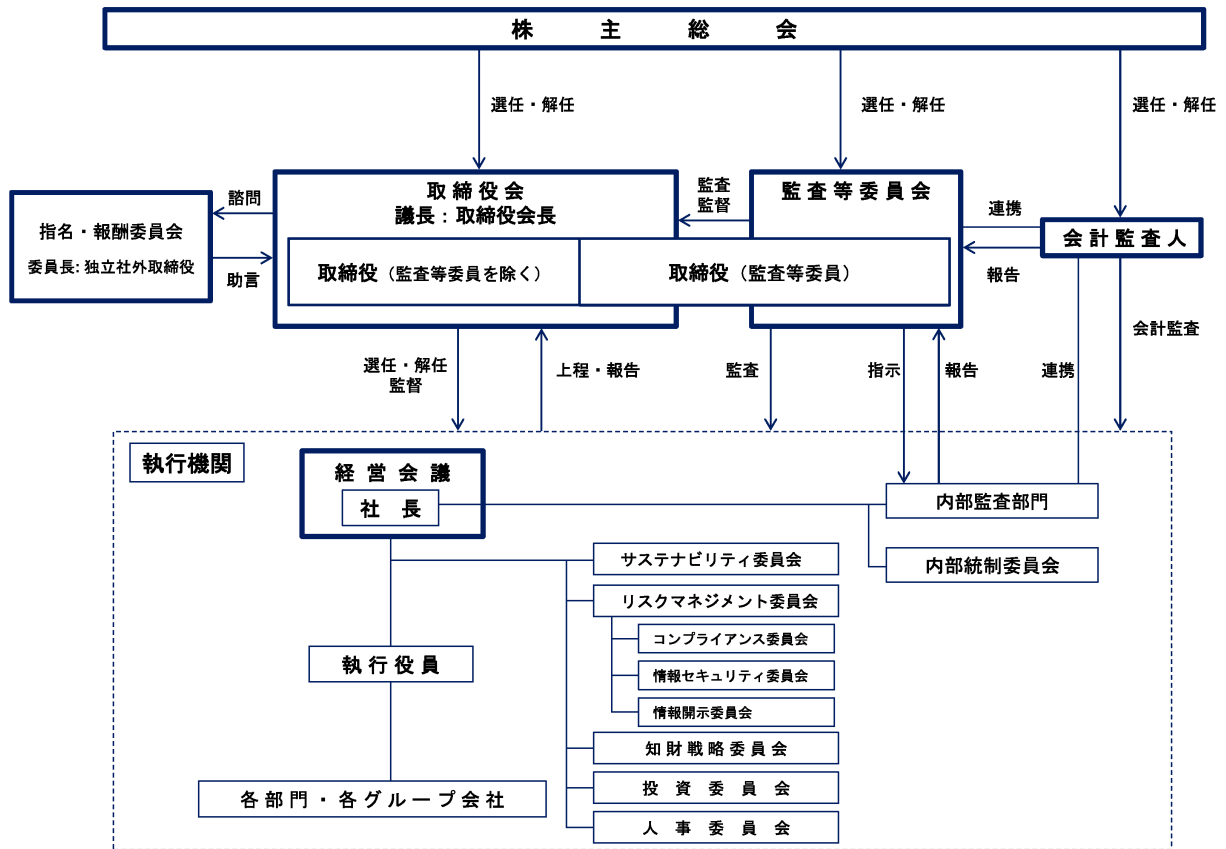
④ 監査報酬に係る権限の行使

また、取締役会は、取締役および執行役員の指名ならびに報酬について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議しております。指名・報酬委員会は、過半数の独立社外取締役で構成され、公正性および透明性を確保しております。なお、議長は、指名・報酬委員会の決議により独立社外取締役から選定しております。

当社の機関ごとの構成員は、以下の通りです。（◎は議長、委員長）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会
取締役会長	尾山 基	◎		○
代表取締役社長CEO兼COO	廣田 康人	○		○
社外取締役	柏木 斉	○		◎
社外取締役	角 和夫	○		○
社外取締役	山本 麻記子	○		○
取締役（常勤監査等委員）	吉見 乃厚	○	◎	
社外取締役（監査等委員）	須藤 実和	○	○	○
社外取締役（監査等委員）	横井 康	○	○	○

当社の企業統治の体制の概要は、以下の通りです。



③ 企業統治に関するその他の事項

(i) 内部統制システムの整備の状況

取締役会は、取締役8名（うち5名は社外取締役）で構成し、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者およびその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役および執行役員に業務執行を行わせています。

代表取締役および執行役員は、取締役会において制定された長期ビジョン、中期経営計画および各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門および各子会社の具体的目標を設定し、月次、四半期毎の業績管理を行っています。

取締役会は、定例的に開催し、法定決議事項のほか当社グループの重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項の決定を行うとともに、代表取締役および執行役員の業務執行状況の監督等を行っています。

当社は、取締役会決議事項その他当社グループの経営に関する重要事項の審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、社長および執行役員等を出席者とする経営会議を定例的に開催しています。

また、当社は、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行っています。なお、執行役員は23名です。

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役3名のうち2名が社外取締役です。

監査等委員は、取締役会・経営会議・リスクマネジメント委員会などの重要会議への出席および当社グループの役員および使用人との情報交換ならびに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、当社グループ経営全般の状況を把握します。また、監査等委員会は、会計監査人との協議を適宜行うとともに、以下の事項について適宜、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または取締役会から報告を受けます。

- ・取締役・使用人の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・重要な情報開示事項
- ・グローバル内部通報システムに通報された事実等

「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーの徹底を図るため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および使用人が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行っています。

当社グループは、「グローバル内部通報方針」に基づき、当社グループを対象としたグローバル内部通報システムを置き、役員および使用人ならびにビジネスパートナーが「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを逸脱する行為を知り、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、通報窓口において、専用メール、電話、手紙などでの連絡・相談を受け付け、コンプライアンス委員会が事態の迅速な把握および是正を行う。コンプライアンス委員会は、状況を適宜、監査等委員会または選定監査等委員に報告する。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを行いません。

また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持ちません。

(ii) リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、リスクマネジメント規程に基づき、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会およびリスクマネジメントチームを設置しています。リスクマネジメント委員会は、危機発生の回避および危機発生時の損失を最小化するために、ビジネス戦略に伴う優先して対応すべきリスクの特定と担当部門を決定し、リスクを総括的に管理します。また、その活動を取締役に年2回報告します。各部門から選出されたリスクオーナーは、担当するリスクに対する低減アクションをリードし、進捗管理を行います。リスクマネジメントチームは、リスクマネジメント全体が有効かつ適切に行われるようモニタリングします。

当社グループは、クライシスマネジメント規程に基づき、危機管理担当役員を設置しています。危機管理担当役員は、危機に発展する可能性のある事件および事故を認知した際には、同規程に定められた方法および経路で速やかに会長・社長へ報告を行うとともに、同規程にあらかじめ定められた緊急事態レベルに応じて、危機対策本部を設置します。また、危機管理担当役員は、危機対策方針とコミュニケーション戦略等を決定し、対外交渉および公表を統括し、対策・改善策等の実施を指揮します。

内部監査部門は、定期的にリスク管理状況を監査しています。

(iii) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、当社執行役員または担当部門責任者等がグループ各社の取締役、監査役または各部門責任者等に就任しています。当社グループ各社の取締役会においては、重要事項の決定と業務執行状況の報告を行います。グローバルレベルでのグループ全般に関わる重要な事項および各社の経営計画については、当社に報告し、承認を得なければならないこととします。また、当社グループ各社の代表者は、当社の基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有するが、当社が定める個別の重要な事項については当社に報告し、承認を得なければならないこととします。

内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を行い、当社グループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、社長、取締役および執行役員ならびに監査等委員会または選定監査等委員に直接報告を行なっています。

また、財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上の仕組みを構築しています。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(v) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者が職務の執行にかかる行為（株主代表訴訟を含みます。）に起因して損害賠償請求が提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしており（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除きます。）、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者です。

(vi) その他

・取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めています。

・取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めています。これは、機動的な資本政策および配当政策を可能とすることを目的とするものであります。

・株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・自己株式の取得

当社は、会社法第459条第1項第1号の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

・取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役が職務の遂行に当り期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

会社の支配に関する基本方針について

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、当社および当社グループは、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼こそが強みであり、これを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

② 当社の状況および企業価値向上に向けた取り組み

当社は、2030年までの10年間にわたる長期ビジョン「VISION2030」を策定しております。これは、アシックスという会社が将来ありたい姿を長期的な視点で表したものです。当社の創業哲学「健全な身体に健全な精神があれかし」は、世界中の人々心身ともに健康で幸せな生活を実現してほしい、という私たちの願いそのものを表しています。変わりゆく世界のなかで、この創業哲学は、これからの社会、人々から、これまで以上に必要とされるものだと確信しています。当社はこの想いを引き続きコアとして守りながら、より広い視野で心身の健康向上に寄与するプロダクト、サービス、環境を提供していきます。

2030年とその先に向けて、当社は「プロダクト（パーソナライズされたプロダクト）」「ファシリティとコミュニティ（最適な環境や仲間とのつながり）」「アナリシスとダイアグノシス（パーソナルデータに基づいたコーチング）」の3つの事業ドメインで事業を拡張していきます。

また、すべての事業ドメインに共通して、「デジタル」「パーソナル」「サステナブル」の3つのテーマを掲げています。進化を続けるデジタル技術を活用し、各個人に合わせてパーソナライズされた製品・サービスを、環境に配慮したサステナブルな手法で開発・提供していきます。

これら3つのテーマを通じて、3つの事業ドメインを単独で成長させつつ、それぞれの事業ドメインが交わることで相乗効果を生み出し、価値の最大化をはかります。あらゆる角度からお客さま一人ひとりに最適な価値を提供することで、質の高いライフスタイルの実現に貢献することを目指します。

加えて、当社は、創業の精神「ASICS SPIRIT」に基づき、株主、お客様、社会、従業員などのステークホルダーとの強い信頼関係を構築することで、当社グループを持続的に成長させ企業価値の長期 継続的な向上を目指しております。また、当社の創業哲学を具現化した「Sound Mind, Sound Body」というグループ共通の価値観の下、お客様に喜んでいただける魅力的でかつ地球環境にやさしいサステナブルな商品・サービスを提供し続けていくことで、持続可能な社会に貢献することを目指しております。そのために、健全で透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを構築し、経営の監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに引き続き努めてまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針の一部を改定して3年間継続することを決定いたしました（以下、改定後の当社株式の大規模な買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の概要は次のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者による情報提供および大規模買付行為に対する取締役会の意見の公表に関する合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

(i) 大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を書面で提供していただきます。当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主の皆様に公表します。なお、大規模買付者からの情報提供の迅速化と当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間は意向表明書の受領から最長60日とし、延長は行いません。

(ii) 当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定します。取締役会評価期間の延長は行いません。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。

次に大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただきにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守しなかった場合のほか、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様へ承認を得たうえで、当社株主の皆様へ利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。なお、当社取締役会が当該判断を行う場合には、外部専門家等の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の皆様へ意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会において、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、大規模買付者は、当社株主の皆様へ意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

④ 上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

まず、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

次に、本対応方針は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様へ承認を得たうえで、対抗措置が発動されるように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

また、本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、独立社外取締役によって組織された独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、その判断の概要については当社株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

最後に、本対応方針は、株主総会における当社株主の皆様へ承認を条件に継続されるものであり、その継続について当社株主の皆様へ意向が反映されることとなっております。また、本対応方針は、株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従って、本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断には、当社株主の皆様のご意向が反映される仕組みとなっております。

さらに、当社取締役の任期は1年間となっており、毎年取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆様へ意向が反映されます。

これらの措置により、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 会長	尾山 基	1951年2月2日生	1974年4月 日商岩井㈱ (現 双日㈱) 入社 (1981年12月退社) 1982年1月 当社入社 1997年1月 当社第一事業本部ウォーキング事業部長 2001年7月 アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役社長 2004年6月 当社取締役 マーケティング統括部長兼アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役社長 2005年4月 当社取締役 海外担当兼マーケティング統括部長兼マーケティング部長兼アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役会長兼CEO 2006年7月 当社常務取締役 海外担当兼マーケティング統括部長兼アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役会長兼CEO 2007年8月 当社常務取締役 海外担当兼経営企画室担当兼マーケティング統括部長兼アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役会長兼CEO 2008年4月 当社代表取締役社長 2011年4月 当社代表取締役社長CEO 2017年3月 当社代表取締役会長兼社長CEO 2018年3月 当社代表取締役会長CEO 2022年3月 当社取締役会長、現在に至る	(注) 4	1,868
代表取締役 社長CEO兼COO	廣田 康人	1956年11月5日生	1980年4月 三菱商事㈱入社 2010年4月 同社執行役員 総務部長 2011年4月 同社執行役員 コーポレート担当役員補佐、総務部長 2014年4月 同社常務執行役員 コーポレート担当役員 (広報、総務、環境・CSR、法務、人事) 2014年6月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員 (広報、総務、環境・CSR、法務、人事) 2016年4月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員 (広報、総務、環境・CSR、法務、人事)、チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2017年4月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員 (国内)、関西支社長 (2018年1月退任) 2018年1月 当社顧問 2018年3月 当社代表取締役社長COO 2022年3月 当社代表取締役社長CEO兼COO、現在に至る	(注) 4	661

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	柏木 斉	1957年9月6日生	1981年4月 ㈱日本リクルートセンター（現 ㈱リクルートホールディングス）入社 1994年4月 ㈱リクルート（現 ㈱リクルートホールディングス）財務部長 1997年6月 同社取締役 2001年6月 同社取締役兼常務執行役員 2003年4月 同社代表取締役兼常務執行役員（ＣＯＯ） 2003年6月 同社代表取締役社長兼ＣＯＯ 2004年4月 同社代表取締役社長兼ＣＥＯ 2012年4月 同社取締役相談役（2014年6月退任） 2012年12月 サントリー食品インターナショナル㈱社外取締役（2015年3月退任） 2015年8月 当社顧問 2016年3月 当社社外取締役（現任） 2016年5月 ㈱松屋社外取締役（現任） 2018年6月 ㈱東京放送ホールディングス（現 ㈱ＴＢＳホールディングス）社外取締役（現任） 2019年6月 公益財団法人日本バレーボール協会理事（2021年6月退任） 2021年2月 キュービー㈱社外取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 ㈱松屋社外取締役 ㈱ＴＢＳホールディングス社外取締役 キュービー㈱社外取締役	(注) 4	93
取締役	角 和夫	1949年4月19日生	1973年4月 阪急電鉄㈱入社 2000年6月 同社取締役 鉄道事業本部長 2002年4月 同社取締役 鉄道事業本部長兼統括本部長 2002年6月 同社常務取締役 鉄道事業本部・統括本部担当 2003年6月 同社代表取締役社長 2005年4月 阪急ホールディングス㈱代表取締役社長 2006年10月 阪急阪神ホールディングス㈱代表取締役社長 2007年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング㈱取締役（現任） 2014年3月 阪急電鉄㈱代表取締役会長（現任） 2017年6月 阪急阪神ホールディングス㈱代表取締役会長グループＣＥＯ（現任） 2018年3月 当社社外取締役（現任） 2019年5月 東宝㈱取締役（現任） 2020年4月 ㈱東京楽天地取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 阪急阪神ホールディングス㈱代表取締役会長グループＣＥＯ エイチ・ツー・オー リテイリング㈱取締役 東宝㈱取締役 ㈱東京楽天地取締役	(注) 4	70

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	山本 麻記子	1971年5月29日生	1995年7月 TMI 総合法律事務所入所 2000年10月 弁護士登録 2005年9月 シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所（ロンドン） 2006年9月 TMI 総合法律事務所 2012年2月 英国弁護士ソリシタ資格登録 2012年6月 シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所（ロンドン） 2014年9月 TMI 総合法律事務所 2016年1月 同事務所パートナー（現任） 2016年6月 スターゼン(株)社外監査役（2020年6月退任） 2018年6月 (株)シグマクシス（現 (株)シグマクシス・ホールディングス）社外取締役（現任） 2019年6月 武蔵精密工業(株)社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年2月 弁護士法人TMI パートナーズ社員 福岡事務所代表（現任） 2020年3月 当社社外取締役（現任） 2021年9月 サスメド(株)社外監査役、現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士（弁護士法人TMI パートナーズ） (株)シグマクシス・ホールディングス社外取締役 武蔵精密工業(株)社外取締役（監査等委員） サスメド(株)社外監査役	(注) 4	11

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	吉見 乃厚	1960年9月15日生	1983年4月 当社入社 2005年12月 江蘇愛世克私有限公司副総経理 2008年10月 同社副総経理兼愛世克私（上海） 商貿有限公司副総経理 2010年4月 当社内部監査室長 2020年1月 当社内部監査室長付 2020年3月 当社取締役（常勤監査等委員）、 現在に至る	(注) 5	108
取締役 (監査等委員)	須藤 実和	1963年8月17日生	1988年4月 ㈱博報堂入社（1990年4月退社） 1991年10月 アーサー・アンダーセン（現 有 限責任あずさ監査法人）入所 （1996年8月退所） 1995年4月 公認会計士登録 1996年10月 シュローダー・ピーティエーヴィ・ パートナーズ(株)（現 ㈱MKSパート ナーズ）入社（1997年10月退社） 1997年11月 ベイン・アンド・カンパニー入社 2001年1月 同社パートナー（2006年3月退 社） 2006年4月 ㈱ブラネットプラン設立 代表取 締役（現任） 2008年4月 慶應義塾大学大学院政策・メディ ア研究科特任教授（2018年3月退 任） 2012年5月 ㈱じげん社外取締役（2021年6月 退任） 2016年6月 ㈱エー・ディー・ワークス社外取 締役（監査等委員）（2020年6月 退任） 2017年6月 公益財団法人日本バレーボール協 会理事（現任） 2018年3月 当社社外監査役（2020年3月退 任） 2019年4月 慶應義塾大学大学院政策・メディ ア研究科特任教授（現任） 2020年3月 当社社外取締役（監査等委員） （現任） 2021年6月 ㈱カチタス社外取締役（現任） 2021年6月 公益財団法人日本オリンピック委 員会理事、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士 ㈱ブラネットプラン代表取締役 公益財団法人日本バレーボール協会理事 ㈱カチタス社外取締役 公益財団法人日本オリンピック委員会理事	(注) 5	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	横井 康	1956年11月16日生	1978年11月 新和監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 1982年3月 公認会計士登録 2001年5月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員 2005年7月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）関西地域事務所理事 2007年7月 同法人全国パブリックセクター本部長 2008年7月 同法人本部理事 2010年7月 有限責任あずさ監査法人理事大阪第2事業部長 2012年7月 同法人専務理事ダイバーシティ担当・名古屋事務所長 2017年7月 同法人専務理事ダイバーシティ統轄・東海地区統轄（2019年6月退任） 2019年7月 横井康公認会計士事務所開設 2020年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年6月 岩谷産業㈱社外監査役、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士（横井康公認会計士事務所） 岩谷産業㈱社外監査役	(注) 5	12
計					2,829

- (注) 1. 所有株式数は百株未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 取締役 柏木斉、角和夫、山本麻記子の3氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 須藤実和、横井康の両氏は、社外取締役（監査等委員）であります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2022年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から2022年12月期に関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役（監査等委員）の任期は、2022年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から2023年12月期に関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は、監査等委員である取締役が法令に定め員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
三原 秀章	1962年9月13日生	1987年11月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所（1996年9月退所） 1991年8月 公認会計士登録 1996年7月 税理士登録 1996年10月 公認会計士三原秀章事務所開設 2008年6月 当社社外監査役（2020年3月退任） 2019年6月 住友精密工業㈱社外監査役（現任） 2021年6月 アズワン㈱社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年3月 当社補欠社外取締役（監査等委員）、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士、税理士（公認会計士三原秀章事務所） 住友精密工業㈱社外監査役 アズワン㈱社外取締役（監査等委員）	10

② 社外役員の状況

当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名、監査等委員である社外取締役は2名であります。なお、当社の社外取締役の所有株式数については、「①役員一覧」に記載のとおりです。

（社外取締役）

氏名	主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性
柏木 斉	柏木斉氏は、2016年3月に社外取締役就任以来、情報サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督等適切な役割を果たしてまいりました。また、指名・報酬委員会の委員長として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、指名・報酬委員会の活発な議事の運営に努めるとともに、積極的に助言を行っております。 同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
角 和夫	角和夫氏は、2018年3月に社外取締役就任以来、旅客鉄道業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督等適切な役割を果たしてまいりました。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っております。 同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 当社は、同氏が取締役を務める企業の株式を保有しておりましたが、本株式については、2022年2月中に売却しております。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
山本 麻記子	山本麻記子氏は、2020年3月に社外取締役就任以来、国際的な弁護士としての国際法務・企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督等適切な役割を果たしてまいりました。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っております。 同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の経験と知見により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 当社は、同氏がパートナーを務めるTMI総合法律事務所の他の弁護士に個別に法律事務を依頼しておりますが、当社の支払報酬の割合は、当社の独立性に関する要件である1%未満であり、当社グループから多額の金銭その他財産を得る団体に該当いたしません。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

(監査等委員である社外取締役)

氏名	主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性
須藤 実和	須藤実和氏は、2020年3月に社外取締役（監査等委員）就任以来、経営コンサルタントおよび公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会および監査等委員会において適切な意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っております。 同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 当社グループは、同氏が理事を務める公益財団法人日本バレーボール協会との間で、バレーボール競技の普及及び振興を図ることを目的として、オフィシャルサプライヤー契約等を締結しておりますが、同氏は同協会の非業務執行者です。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
横井 康	横井康氏は、2020年3月に社外取締役（監査等委員）就任以来、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会および監査等委員会において適切な意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っております。 同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の経験と知見により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

(独立社外取締役に関する基準)

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、社外取締役の資質および独立性について「独立社外取締役に関する基準」を独自に定めております。その内容は次のとおりです。

第1条（社外取締役の要件）

1. 当社の社外取締役の要件について、本基準により定める。
2. 社外取締役の要件は、選任時および在任期間中を通じて、満たすことを要する。

第2条（資質に関する要件）

グローバルに事業を展開する当社および当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）において、コーポレートガバナンスを強化するとともに、グローバルレベルでの事業の拡大を図るため必要となる資質として、企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者等としての実績があり、豊富な経験と専門的知見を有すること。

第3条（独立性に関する要件）

1. 社外取締役の当社グループからの独立を保つため、以下の各号を満たすこと。
 - (1) 過去に、当社グループの役員および執行役員（以下、「役員」という。）、会計参与または使用人でないこと。
 - (2) 現在および過去5年間、以下に該当しないこと。
 - ア ① 当社グループの大株主（総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有形態を含む。）または大株主である組織の使用人等（業務執行取締役、使用人等の業務執行を行う者をいう。以下、同じ。）
 - ② 当社グループが大株主である組織の使用人等
 - イ 当社グループの主要な借入先（1会計年度末時点において当社連結総資産の2%以上の負債を負担する先をいう。以下、同じ。）または主要な借入先である組織（グループ企業である場合はグループ単位とする。以下、同じ。）の使用人等
 - ウ 当社グループの主幹事証券会社の使用人等

- エ ① 当社グループの主要な取引先（１会計年度の連結売上高の２％以上の取引先をいう。以下、同じ。）または主要な取引先である組織の使用人等
② 当社グループを主要な取引先とする者またはその使用人等
オ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
カ コンサルタント、会計専門家または法律専門家として、社外取締役としての報酬以外に、当社グループから多額の金銭その他の財産（１会計年度あたり１,０００万円以上をいう。）を得る者または当社グループから多額の金銭その他の財産（当該団体の１会計年度の売上高の１％以上をいう。）を得る団体に所属する者
キ 当社グループから多額の寄付金（１会計年度あたり１,０００万円以上をいう。）を受け取る者または多額の寄付金を受け取る団体に所属する者
ク 当社グループと役員の相互就任の関係にある者
(3) 以下の者の近親者（配偶者および２親等以内の親族をいう。）でないこと。
ア 現在または過去に、当社グループの役員または重要な使用人である者
イ 前号に該当する者（重要でない使用人および所属する者は除く。）
2. 前項の要件を満たさない場合であっても、その者を社外取締役としても一般株主との利益相反を生じないと認められ、かつ前項の要件を満たす社外取締役全員の同意がある場合については、会社法の要件を満たす限りにおいて、社外取締役とすることがある。この場合、株主総会参考書類、有価証券報告書等に、該当する事実および選任する理由等を明記するものとする。

（ダイバーシティ&インクルージョンの推進）

当社グループは、従業員同士がお互いの違いを認め、活かす「ダイバーシティ&インクルージョン」を推進することで、ニーズが多様化するお客様へより良い製品やサービスを提供する事だけにとどまらず、従業員ひとりひとりが能力を最大限発揮できる制度等の整備と人財育成に取組み、多様性を持続的な成長に活かすことを目指しています。

ダイバーシティ&インクルージョンの重点目標

- ・イノベーションの原動力となる多様な人財の活用
- ・異なる意見を認め、高め合う文化の醸成
- ・女性管理職比率35%の達成による人財活性化

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

各独立社外取締役は、取締役会以外にも適宜、情報交換・認識共有を行っています。今後は、指名・報酬委員会の場合などを活用し、より一層の情報交換・認識共有を図ってまいります。

また、各独立社外取締役は、経営陣との連絡・調整や監査等委員会との連携を図るため、必要に応じて経営陣または監査等委員会へ説明や改善を求められる体制となっております。

当社の監査等委員会は、以下の役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から適切な判断を行う体制となっております。

(1) 取締役会の職務の執行の監査

当社は、以下の通り、独立性の高い監査体制を確保しております。

- ・監査等委員会の中から、常勤の監査等委員を選定し、代表取締役と常時意見交換する。
- ・常勤の監査等委員は、取締役会に加え、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し意見を述べ、実効性の高い監査を行う。
- ・内部監査部門および会計監査人と連携して効果的な監査を定期的実施する。
- ・適宜社外取締役と意見交換を行うなど、社外取締役との連携を図る。

(2) 外部会計監査人の選解任

当社は世界各地で事業を展開していることから、世界中の多くの国や地域のメンバーファームとのネットワークを利用した高品質の監査の実施が可能な監査法人が会計監査人として望ましいと考えます。このため、監査等委員会は、外部会計監査人の監査報告等を通じ、監査の実施状況の把握、監査品質の評価を行っております。

なお、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の確認を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は取締役3名で構成され、うち2名は独立性を有する社外取締役であります。また、常勤監査等委員1名を選定しております。

監査等委員および監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の下に監査等委員会事務局（提出日現在2名）を設置しています。

監査等委員会事務局は、監査等委員会の指示に基づき、各部門および各子会社に対して、監査等に必要な情報の提供を求めることができます。また、内部監査部門および子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査等に関する情報共有を補助しています。

監査等委員である社外取締役 須藤実和、横井康の両氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

当事業年度において当社は監査等委員会を定例的に開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
吉見 乃厚	監査等委員会 17回	監査等委員会 17回
須藤 実和	監査等委員会 17回	監査等委員会 17回
横井 康	監査等委員会 17回	監査等委員会 17回

監査等委員会における主な検討事項は、監査方針および監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の評価と監査結果の相当性、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任・報酬等に関する意見形成であります。

また、常勤の監査等委員の活動として、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席、グループ会社の監査、代表取締役および執行役員との意見交換、内部監査部門および会計監査人による監査の実施状況の確認、重要な決裁書類等の閲覧などを行っております。

② 内部監査の状況

当社は、内部監査・内部統制部門として社長直轄の内部監査部（9名）を設置しています。

内部監査部門は、社長の直轄組織とし、単独であるいは監査等委員会・会計監査人と連携して、当社グループのコンプライアンスの状況等を監査し、社長、各取締役、執行役員ならびに監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員に直接報告を行います。

内部監査部、監査等委員および会計監査人は、必要に応じて監査に必要な情報の交換を行っています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

58年間

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小市 裕之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 徳野 大二

d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他50名で構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定について、監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点で検討し判断しております。

また、会計監査人について会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると監査等委員会が判断した場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査等委員会が会計監査人の監査能力に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

f. 監査等委員および監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っており、会社法第340条第1項各号に定める項目の該当はなく、監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査の遂行に問題はないと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	61	1	63	1
連結子会社	12	0	13	0
計	73	2	77	1

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（前連結会計年度）

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しております。

（当連結会計年度）

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	46	—	42
連結子会社	209	97	222	143
計	209	143	222	186

監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に対する非監査報酬の内容

（前連結会計年度）

当社は、移転価格税制に関する税務アドバイザリー業務等を依頼しております。

連結子会社は、税務申告業務に関するアドバイザリー業務等を依頼しております。

（当連結会計年度）

当社は、移転価格税制に関する税務アドバイザリー業務等を依頼しております。

連結子会社は、移転価格税制に関する税務アドバイザリー業務等を依頼しております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、事業の規模・特性、監査時間等を勘案し、監査報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、前事業年度の監査計画と監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

(i) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		定額報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く。）	335	154	84	5	91	97	2
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	24	24	—	—	—	—	1
社外役員	60	60	—	—	—	—	5

(ii) 報酬等の総額が1億円以上である取締役の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				
				定額報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等
尾山 基	取締役	提出会社	165	99	11	4	50	54
廣田 康人	取締役	提出会社	170	54	72	1	41	43

(iii) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項がないため記載しておりません。

(iv) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について

当社は、取締役5名（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、2020年3月27日開催の第66回定時株主総会において承認された報酬等の額（年額8億円以内、うち社外取締役分年額1億円以内）の範囲で、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとなるような報酬体系とする。

取締役会は、個人別の報酬等の内容について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議することにより、その公正性および透明性を確保することを基本方針とする。

この基本方針に従い、当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、会社法第361条第7項の規定に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定した。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成する。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、指名・報酬委員会の意見が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(1) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬体系について

報酬の種類	内容
基本報酬 （単年度）	・各自のグレードごとに定めた報酬レンジの金額を基準とし、マーケット相場・物価上昇率等を考慮
業績連動賞与 （単年度）	・企業価値向上に対する短期インセンティブ ・個人の業績指標（営業利益率・売上高）および個人の目標達成率に応じて支給 ※個人の目標達成率が一定の基準を下回った場合は不支給
譲渡制限付 株式報酬 （中長期）	・会社の成長と企業価値向上への貢献意欲の向上に対する中長期インセンティブ ・業績（営業利益率・売上高・ROA）の目標達成率に応じて支給 ・業績目標の上限（150％）の株式を割り当てるが、譲渡制限期間の3年間は譲渡等できない。 ・単年度の業績目標の達成率に応じて、譲渡制限期間満了後に実際に取得できる株式数を決定 ※目標達成率が一定の基準を下回る場合は会社が全株式を取得

(2) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬の構成

基本報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬により構成され、報酬全体の水準は、マーケットの水準も考慮しながら適切に設定する。業績連動賞与および譲渡制限付株式報酬の割合については、職責・役割に応じて業績への貢献度が高まるほど大きくなるように設定し、各報酬等の内容等は以下のとおり決定する。

① 基本報酬（単年度）

グレードごとに定めた報酬レンジの金額を基準とし、マーケット相場・物価上昇率を考慮のうえ決定し、毎月定額を支給する金銭報酬とする。

② 業績連動賞与（単年度）

企業価値の向上に対するインセンティブとなることを目的とし、個人ごとの役割に応じた定量および定性評価に基づき算定し、原則として、年1回一定の時期に支給する金銭報酬とする。

定量評価は、個人ごとの業績指標（営業利益率・売上高）を、定性評価は、個人ごとに設定した目標の達成率を用いる。

定量の目標達成率が取締役会で定めた基準を下回る場合は、業績連動賞与は支給しない。

なお、当事業年度における業績連動賞与に係る目標は、営業利益率2.9%、売上高390,200百万円に対し、当事業年度の実績は営業利益率5.4%、売上高404,082百万円となりました。

③ 譲渡制限付株式報酬（中長期）

株主の皆様との利益を共有し、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとすることを目的とした株式報酬とする。

年間報酬分の前払いとして、取締役会の決議に基づき原則として年1回一定の時期に、割当後3年間を譲渡制限期間と定めて、目標達成率150%として算出される数の株式を割当てるものとする。ただし、当該事業年度の業績（営業利益率・売上高・ROA（総資産利益率））目標の達成率に応じて、譲渡制限を解除する株式数を決定する。達成率の範囲は70%～150%とし、達成率が70%未満のときは、譲渡制限が解除されず会社が全株式を無償取得し、達成率が150%以上のときは、全株式の譲渡制限を解除する。

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関について

当社は、取締役および執行役員の指名ならびに報酬の決定について、公正性および透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の委員は、その過半数を独立社外取締役とし、取締役会は、取締役および執行役員の指名ならびに報酬について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議しております。

なお、委員長は、指名・報酬委員会の決議により独立社外取締役の中から選定いたします。

(2021年の活動状況)

開催回数：6回

主な審議内容

- ・取締役・執行役員の2020年度業績評価・業績賞与
- ・取締役・執行役員の2021年度目標設定
- ・取締役・執行役員候補者の選任
- ・取締役・執行役員の報酬制度の見直し
- ・サクセッションプランの検討

ロ. 監査等委員である取締役の報酬について

監査等委員である取締役3名の報酬については、2020年3月27日開催の第66回定時株主総会において承認された報酬額（年額8,000万円以内）の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、報酬額を決定する。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として取得・保有している株式を純投資目的の投資株式とし、純投資以外の目的で取得・保有する株式を政策保有株式とし、区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業上の関係構築・強化やシナジー創出のため、株式の政策保有を行います。また、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が期待出来る観点から、株式を新規に取得する場合があります。

当社は、取締役会で毎年、個別の政策保有株式について、定量的に検証を行い、年間取引額が基準金額を満たさず、且つ投資効果が資本コストを下回る銘柄について売却検討対象とします。売却検討対象銘柄について、保有目的や意義を総合的に勘案し、その縮減を含め見直しを行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	16	327
非上場株式以外の株式	17	6,587

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	3	4	持株会による追加取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	3	231

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)アルペン	48,000	48,000	スポーツ関連小売業の大手であり、販売の拡大及び市場情報の収集のための関係強化を目的として保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	無
	102	113		
(株)三越伊勢丹ホールディングス	18,520	16,779	当社製品の販売拡大及び百貨店を通じた市場の情報収集のための関係強化を目的として保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。取引先持株会による株式買付の結果、保有株式数が増加いたしました。	無
	15	10		
倉敷紡績(株)	22,400	22,400	スクールウェアの生産委託を通じた関係強化のために保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	43	40		
帝人(株)	—	71,050	同社株式は当事業年度においてすべて売却しております。	無
	—	137		
ロート製薬(株)	476,800	476,800	ウォーキング運動をサポートするシューズ・中敷やスキンケア製品の共同研究開発を皮切りに、企業向け健康増進プログラム「ASICS HEALTH CARE CHECK」に参画いただいております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	1,656	1,456		
(株)ノーリツ	113,500	113,500	女子陸上部のウェアのサポートやシューズ提供を通じ、取引関係の構築、強化のために保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	190	182		
カシオ計算機(株)	576,900	576,900	ランニングフォームを計測する独自のセンシング技術を活用し、ランニングエコシステムの早期確立を目指し、協業を実施しております。また、ウォーキング用スマートフォンアプリの共同開発を行うなど、共創事業を拡大しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	853	1,088		
(株)関西みらいフィナンシャルグループ	727,275	512,166	資金調達等の財務活動の円滑化及び国内の金融情勢等の情報収集のための関係強化を目的として保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	325	255		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)ヒマラヤ	—	23,400	同社株式は当事業年度においてすべて売却しております。	無
	—	21		
丸紅(株)	725,000	725,000	世界有数の総合商社であり、その知見を得て当社シューズの品質・生産管理業務を担っていただいております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	811	497		
三菱商事(株)	224,500	224,500	世界有数の総合商社であり、その知見を得て当社アパレル製品の品質・生産管理業務を担っていただいております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	819	570		
上新電機(株)	195,500	195,500	通信販売面等における業務の円滑な推進のために保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	418	532		
(株)チヨダ	265,000	265,000	当社シューズビジネスとの関係が強く、販売の拡大及び市場の情報収集のための関係強化を目的として保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	無
	205	242		
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	9,180	8,271	販売面における業務の円滑な推進のために保有しております。年間取引額と投資効果をもとに検証を行っております。取引先持株会による株式買付の結果、保有株式数が増加いたしました。（注）2	無
	7	5		
イオン(株)	34,846	34,172	スポーツ関連小売業の大手を有しており、販売の拡大及び市場情報の収集のための関係強化を目的として保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。取引先持株会による株式買付の結果、保有株式数が増加いたしました。	無
	94	115		
ゼビオホールディングス(株)	2,340	2,340	スポーツ関連小売業の大手であり、販売の拡大及び市場情報の収集のための関係強化を目的として保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	無
	2	1		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,019,490	1,019,490	資金調達等の財務活動の円滑化及び世界の金融情勢・規制情報収集のための関係強化を目的として保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	637	464		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	98,189	98,189	資金調達等の財務活動の円滑化及び情報収集のために保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	387	313		
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	16,990	16,990	資金調達等の財務活動の円滑化及び国内の金融情勢等の情報収集のための関係強化目的として保有しております。年間取引額や投資効果をもとに検証を行っております。	有
	15	16		
(株)みずほフィナンシャルグループ	—	60,706	同社株式は当事業年度においてすべて売却しております。	無
	—	79		

(注) 1. 開示対象となる上場株式が60銘柄に満たないため、全ての上場銘柄を記載しております。

2. 特定投資株式のうち、エイチ・ツー・オーリテイリング(株)の株式9,180株については、2022年2月に売却しております。

みなし保有株式

該当事項がないため記載しておりません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項がないため記載しておりません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	81,469	96,298
受取手形及び売掛金	50,898	50,135
商品及び製品	86,621	79,155
仕掛品	358	297
原材料及び貯蔵品	1,144	594
その他	17,245	19,123
貸倒引当金	△1,924	△2,471
流動資産合計	235,812	243,133
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	36,111	36,056
減価償却累計額	△22,157	△22,736
建物及び構築物（純額）	13,953	13,320
機械装置及び運搬具	4,925	5,267
減価償却累計額	△2,953	△3,334
機械装置及び運搬具（純額）	1,971	1,933
工具、器具及び備品	30,478	30,201
減価償却累計額	△26,145	△27,313
工具、器具及び備品（純額）	4,332	2,888
土地	5,804	5,747
リース資産	7,088	7,443
減価償却累計額	△3,978	△4,616
リース資産（純額）	3,110	2,826
建設仮勘定	179	675
有形固定資産合計	29,352	27,391
無形固定資産		
のれん	2,462	2,856
ソフトウェア	6,316	8,422
使用権資産	25,091	23,960
その他	9,353	11,604
無形固定資産合計	43,223	46,843
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 9,104	※1, ※2 10,219
長期貸付金	49	41
繰延税金資産	8,683	8,509
その他	※1 7,653	※1 10,825
貸倒引当金	△699	△1,189
投資その他の資産合計	24,792	28,404
固定資産合計	97,368	102,640
資産合計	333,180	345,773

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,002	30,459
短期借入金	6,219	5,200
1年内償還予定の社債	20,000	—
リース債務	7,888	8,173
未払費用	19,197	25,500
未払法人税等	893	4,328
未払消費税等	1,107	1,729
返品調整引当金	285	277
賞与引当金	300	460
資産除去債務	68	73
その他	12,551	11,495
流動負債合計	101,516	87,699
固定負債		
社債	60,000	70,000
長期借入金	2,500	2,500
リース債務	26,391	24,600
繰延税金負債	664	1,471
退職給付に係る負債	6,967	7,330
資産除去債務	1,261	1,544
その他	7,116	4,089
固定負債合計	104,901	111,536
負債合計	206,417	199,235
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,972	23,972
資本剰余金	15,481	15,571
利益剰余金	107,392	110,205
自己株式	△10,344	△10,018
株主資本合計	136,501	139,731
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,340	1,830
繰延ヘッジ損益	△3,395	4,923
為替換算調整勘定	△7,911	△193
退職給付に係る調整累計額	△314	△211
その他の包括利益累計額合計	△10,280	6,349
新株予約権	398	313
非支配株主持分	143	143
純資産合計	126,763	146,537
負債純資産合計	333,180	345,773

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	328,784	404,082
売上原価	176,037	204,250
返品調整引当金戻入額	243	277
返品調整引当金繰入額	131	231
売上総利益	152,858	199,878
販売費及び一般管理費	※1, ※2 156,811	※1, ※2 177,932
営業利益又は営業損失(△)	△3,953	21,945
営業外収益		
受取利息	373	384
受取配当金	223	229
為替差益	—	398
補助金収入	318	606
過年度社会負担金還付額	—	618
その他	696	1,112
営業外収益合計	1,612	3,350
営業外費用		
支払利息	1,700	1,723
為替差損	1,626	—
譲渡制限付株式関連費用	84	179
貸倒引当金繰入額	—	417
その他	1,170	809
営業外費用合計	4,582	3,129
経常利益又は経常損失(△)	△6,923	22,166
特別利益		
固定資産売却益	10	50
投資有価証券売却益	74	63
特別利益合計	84	114
特別損失		
固定資産売却損	83	56
固定資産除却損	289	151
投資有価証券売却損	1	2
投資有価証券評価損	244	129
減損損失	※3 3,587	※3 1,996
割増退職金	※4 584	※4 107
店舗休止等損失	※5 2,605	※5 5,541
賃貸借契約解約損	※6 1,824	※6 172
特別損失合計	9,221	8,159
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失(△)	△16,060	14,120
法人税、住民税及び事業税	4,005	6,748
法人税等還付税額	※7 △4,300	—
法人税等調整額	360	△2,007
法人税等合計	65	4,740
当期純利益又は当期純損失(△)	△16,125	9,380
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	0	△22
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△16,126	9,402

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△16,125	9,380
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△713	489
繰延ヘッジ損益	△6,833	8,318
為替換算調整勘定	1,032	7,741
退職給付に係る調整額	△8	103
その他の包括利益合計	※ △6,522	※ 16,653
包括利益	△22,648	26,033
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△22,651	26,031
非支配株主に係る包括利益	2	1

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	23,972	15,481	126,967	△10,959	155,461	2,054	3,438
当期変動額							
利益剰余金から資本剰余金への振替		160	△160		—		
剰余金の配当			△3,288		△3,288		
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△16,126		△16,126		
自己株式の取得				△1	△1		
自己株式の処分		△160		616	456		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—	△713	△6,833
当期変動額合計	—	—	△19,575	614	△18,960	△713	△6,833
当期末残高	23,972	15,481	107,392	△10,344	136,501	1,340	△3,395

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△8,941	△306	△3,754	475	141	152,323
当期変動額						
利益剰余金から資本剰余金への振替			—			—
剰余金の配当			—			△3,288
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			—			△16,126
自己株式の取得			—			△1
自己株式の処分			—			456
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,029	△8	△6,525	△76	1	△6,600
当期変動額合計	1,029	△8	△6,525	△76	1	△25,560
当期末残高	△7,911	△314	△10,280	398	143	126,763

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	23,972	15,481	107,392	△10,344	136,501	1,340	△3,395
当期変動額							
剰余金の配当			△6,589		△6,589		
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,402		9,402		
自己株式の取得				△6	△6		
自己株式の処分		89		333	422		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—	489	8,318
当期変動額合計	—	89	2,813	326	3,229	489	8,318
当期末残高	23,972	15,571	110,205	△10,018	139,731	1,830	4,923

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△7,911	△314	△10,280	398	143	126,763
当期変動額						
剰余金の配当			—			△6,589
親会社株主に帰属する 当期純利益			—			9,402
自己株式の取得			—			△6
自己株式の処分			—			422
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,718	103	16,629	△85	0	16,544
当期変動額合計	7,718	103	16,629	△85	0	19,774
当期末残高	△193	△211	6,349	313	143	146,537

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		14,120
又は税金等調整前当期純損失 (△)	△16,060	
減価償却費	13,713	14,051
減損損失	3,587	1,996
のれん償却額	269	296
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	475	911
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	401	398
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△212	136
投資有価証券評価損益 (△は益)	244	129
投資有価証券売却損益 (△は益)	△72	△61
受取利息及び受取配当金	△597	△614
支払利息	1,700	1,723
為替差損益 (△は益)	△10	△126
固定資産除売却損益 (△は益)	363	158
その他の損益 (△は益)	261	△822
売上債権の増減額 (△は増加)	12,312	3,878
たな卸資産の増減額 (△は増加)	4,235	12,943
その他の資産の増減額 (△は増加)	746	3,282
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,421	△4,759
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△1,050	579
その他の負債の増減額 (△は減少)	1,896	5,458
小計	24,627	53,680
利息及び配当金の受取額	607	380
利息の支払額	△1,665	△1,712
事業構造改革費用の支払額	△677	—
法人税等の還付額	697	—
法人税等の支払額	△4,258	△3,202
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,330	49,146
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2	△71
定期預金の払戻による収入	231	170
有形固定資産の取得による支出	△3,768	△3,251
有形固定資産の除却による支出	△295	△54
有形固定資産の売却による収入	77	365
無形固定資産の取得による支出	△5,094	△6,322
無形固定資産の売却による収入	98	18
投資有価証券の取得による支出	△611	△800
投資有価証券の売却及び償還による収入	183	233
投資事業組合からの分配による収入	—	180
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△208
短期貸付金の純増減額 (△は増加)	6	△2
長期貸付けによる支出	△8	△6
長期貸付金の回収による収入	9	15
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△460	△433
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,634	△10,167

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	33	△1,027
長期借入れによる収入	2,500	—
長期借入金の返済による支出	△134	△15
社債の発行による収入	39,834	9,954
社債の償還による支出	—	△20,000
自己株式の取得による支出	△1	△6
自己株式の売却による収入	0	0
リース債務の返済による支出	△7,599	△8,285
配当金の支払額	△3,294	△6,589
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,336	△25,968
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,456	1,792
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	42,489	14,801
現金及び現金同等物の期首残高	37,985	80,474
現金及び現金同等物の期末残高	※1 80,474	※1 95,275

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

前期60社 当期64社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

当連結会計年度において新たに子会社を3社設立したこと、子会社2社の全株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において連結子会社であった1社は清算したため、連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

亜瑟士商事股份有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

0社

(2) 持分法を適用した関連会社数

0社

(3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称

亜瑟士商事股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、債券につきましては、償却原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

(ロ) デリバティブ取引により生ずる正味の債権及び債務

時価法

(ハ) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は、定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

在外連結子会社は、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物・・・・・・3年～50年

機械装置及び運搬具・・・・・・2年～17年

工具、器具及び備品・・・・・・2年～20年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法
また、企業結合によって資産および負債を時価にて再評価したことにより計上した無形固定資産の
主なものにはブランド、顧客基盤等があり、償却年数は10年～24年であります。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

使用権資産

リース期間に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は主として個別判定で計上することにしております。

(ロ) 返品調整引当金

商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。

(ハ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社は発生連結会計年度より費用処理することとしております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(ハ) ヘッジ方針

当社グループは、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約につきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップおよび通貨オプションにつきましては、原則として、ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(ロ) 連結納税制度の適用

当社および一部の連結子会社は連結納税制度を適用しております。

(ハ) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
連結グループ全体	
将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の総額	27,963
上記に係る評価性引当額	△15,219
繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産	12,743
繰延税金負債との相殺後の繰延税金資産	7,037
連結グループ全体の内、国内連結納税会社に係るもの	
将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の総額	14,550
上記に係る評価性引当額	△8,093
繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産	6,456
繰延税金負債との相殺後の繰延税金資産	4,144

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。事業計画には現在の経営環境と今後の見通しを踏まえた売上予測や販管費コントロールの見込みが含まれております。

新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループでは一部の直営店舗、得意先店舗の時短営業、外出自粛による来店数の減少等により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は現時点においても継続しておりますが、当社グループの業績は2023年12月期以降に本格的に回復するという仮定を置いております。

但し、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があるため、実際に発生した課税所得の時期および見積りと異なった場合には翌連結会計年度の連結財務諸表の繰延税金資産金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

提出会社および国内子会社

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

在外子会社

- ・「リース」(米国会計基準ASU2016-02)

(1) 概要

借り手は原則すべてのリースについて資産および負債の認識をすること等を中心に改正したものであります。

(2) 適用予定日

2022年12月期より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券（株式）	70百万円	70百万円
その他（出資金）	66百万円	66百万円

※2 第三者の借入等に対する担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	320百万円	320百万円

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額	194,500百万円	204,500百万円
借入実行残高	5,000百万円	5,200百万円
差引額	189,500百万円	199,300百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る補助金を受け入れており、販売費及び一般管理費から前連結会計年度1,296百万円、当連結会計年度411百万円を直接控除しております。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
荷造運搬費	14,664百万円	16,664百万円
広告宣伝費	29,194百万円	31,583百万円
支払手数料	21,273百万円	27,047百万円
貸倒引当金繰入額	915百万円	526百万円
従業員賃金給料	36,551百万円	40,563百万円
賞与引当金繰入額	661百万円	1,408百万円
退職給付費用	1,042百万円	1,042百万円
賃借料	10,822百万円	11,439百万円
減価償却費	12,568百万円	13,201百万円

※2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	4,641百万円	4,911百万円

※3 減損損失

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
店舗資産	日本・米国・欧州等	建物及び構築物・ 工具、器具及び備品・ リース資産等	3,315
その他	日本等	建物及び構築物・ 工具、器具及び備品等	272
合計	—	—	3,587

当社グループの店舗の資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額を零と見込んでいる場合には、正味売却価額を零として帳簿価額の全額を減額しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー(割引率は7.2～13.5%)に基づき算定しております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
店舗資産	日本・米国・欧州等	建物及び構築物・ 機械装置及び運搬具・ リース資産等	1,877
その他	日本等	建物及び構築物・ 工具、器具及び備品等	119
合計	—	—	1,996

当社グループの店舗の資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額を零と見込んでいる場合には、正味売却価額を零として帳簿価額の全額を減額しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー（割引率は7.6～14.9%）に基づき算定しております。

※4 割増退職金

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

欧州子会社の経営合理化に伴う特別退職金です。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

欧州子会社の経営合理化に伴う特別退職金です。

※5 店舗休止等損失

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

新型コロナウイルス感染症に対する政府・自治体からの要請等もあり、感染拡大の配慮から、日本・北米・欧州などにおいて、一部直営店を臨時休業致しております。休業期間中に発生した直営店の固定費（人件費・減価償却費など）を、店舗休止等損失として特別損失に計上しております。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る補助金を受け入れており、上記特別損失から469百万円直接控除しております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画した一部店舗が開店できなかったことから、休業店舗の固定費（人件費・減価償却費など）および他店舗へ転用不可能な什器損失や在庫関連損失を店舗休止等損失として特別損失に計上しております。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る補助金を受け入れており、上記特別損失から194百万円直接控除しております。

※6 賃貸借契約解約損

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

米国旗艦店の閉店および旧オフィスの立ち退きに伴い発生した、解約金その他による損失です。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

直営店の閉店に伴い発生した、解約金その他による損失です。

※7 法人税等還付税額

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

米国で成立したCARES Actに基づき、米国子会社にて計上した還付税額です。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△1,073百万円	570百万円
組替調整額	171	68
税効果調整前	△901	638
税効果額	187	△149
その他有価証券評価差額金	△713	489
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△11,999	7,838
組替調整額	2,603	3,584
税効果調整前	△9,395	11,422
税効果額	2,561	△3,104
繰延ヘッジ損益	△6,833	8,318
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,032	7,741
組替調整額	—	—
税効果調整前	1,032	7,741
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	1,032	7,741
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	8	1
組替調整額	39	37
税効果調整前	47	39
税効果額	△55	64
退職給付に係る調整額	△8	103
その他の包括利益合計	△6,522	16,653

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	189,870,559	—	—	189,870,559
合計	189,870,559	—	—	189,870,559
自己株式				
普通株式	7,179,322	63,078	414,743	6,827,657
合計	7,179,322	63,078	414,743	6,827,657

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加63,078株は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加61,769株および単元未満株式の買取請求による増加1,309株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少414,743株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少353,743株、新株予約権の行使による減少60,900株および単元未満株式の売渡請求による減少100株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	398
合計		—	—	—	—	—	398

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	3,288	18.0	2019年12月31日	2020年3月30日

(注) 1株当たり配当額には記念配当(当社創立70周年記念配当)6円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	4,393	利益剰余金	24.0	2020年12月31日	2021年3月29日

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	189,870,559	—	—	189,870,559
合計	189,870,559	—	—	189,870,559
自己株式				
普通株式	6,827,657	233,080	231,204	6,829,533
合計	6,827,657	233,080	231,204	6,829,533

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加233,080株は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加230,394株および単元未満株式の買取請求による増加2,686株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少231,204株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少180,874株、新株予約権の行使による減少50,300株および単元未満株式の売渡請求による減少30株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	313
合計		—	—	—	—	—	313

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	4,393	24.0	2020年12月31日	2021年3月29日
2021年8月13日 取締役会	普通株式	2,196	12.0	2021年6月30日	2021年9月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	2,196	利益剰余金	12.0	2021年12月31日	2022年3月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	81,469百万円	96,298百万円
預入れ期間が3か月を超える定期預金等	△995百万円	△1,022百万円
現金及び現金同等物	80,474百万円	95,275百万円

2 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	596百万円	84百万円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	596百万円	84百万円

(2) 資産除去債務に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
資産除去債務に係る資産の額	199百万円	300百万円
資産除去債務に係る債務の額	219百万円	321百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、配送センターの土地および建物であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
1年以内	2,981百万円	3,233百万円
1年超	13,898百万円	12,276百万円
合計	16,879百万円	15,509百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社および当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものにつきましては、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金、社債および新株予約権付社債は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日および償還日は決算日後5年以内であります。

デリバティブ取引は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で、外国為替の実需の範囲内で為替予約取引等を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社および当社グループは、営業債権につきまして、各販売部門における管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券投資につきましては、「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」において定められた権限の中で決裁を得るものとしており、かつ主に格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当社および当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い国際的な金融機関等に限定されており、相手方の債務不履行によるリスクはほとんどないものと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および当社グループは、デリバティブ取引に関して、「デリバティブ取引管理基準」および「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」を社内規程として整備し、運用しております。

取引の実行および管理につきましては、これらの社内規程に基づき、経理財務部門にて行っておりますが、実行担当者と管理担当者を分離し、取引内容、取引残高および運用の管理を行っております。

また、取引の内容等につきましては、適宜担当執行役員より経営会議に報告されております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、一部の連結子会社におけるデリバティブ取引、有価証券及び投資有価証券につきましては、「職務権限規程」に基づく決裁により取引を実行しており、あわせて管理部門において定期的な管理・報告がなされております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照ください。

前連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	81,469	81,469	—
(2) 受取手形及び売掛金	50,898		
貸倒引当金 (*1)	△1,924		
	48,973	48,973	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,943	6,943	—
資産計	137,386	137,386	—
(1) 支払手形及び買掛金	33,002	33,002	—
(2) 短期借入金	6,219	6,219	—
(3) 一年内償還予定の社債	20,000	20,034	34
(4) リース債務（流動）	7,888	7,888	—
(5) 社債	60,000	60,054	54
(6) 長期借入金	2,500	2,505	5
(7) リース債務（固定）	26,391	24,736	△1,654
負債計	156,002	154,441	△1,560
デリバティブ取引 (*2)	(4,664)	(4,664)	—

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	96,298	96,298	—
(2) 受取手形及び売掛金	50,135		
貸倒引当金（*1）	△2,471		
	47,663	47,663	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,341	7,341	—
資産計	151,303	151,303	—
(1) 支払手形及び買掛金	30,459	30,459	—
(2) 短期借入金	5,200	5,200	—
(3) リース債務（流動）	8,173	8,173	—
(4) 社債	70,000	69,869	△130
(5) 長期借入金	2,500	2,499	△0
(6) リース債務（固定）	24,600	22,290	△2,310
負債計	140,934	138,492	△2,441
デリバティブ取引（*2）	7,321	7,321	—

（*1） 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（*2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) リース債務（流動）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価につきましては、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法を採用しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法を採用しております。

(6) リース債務（固定）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引いて算出する方法を採用しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
非上場株式	760	1,074
非上場債券	120	120
投資事業組合出資金等	1,281	1,683

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	81,469	—	—	—
受取手形及び売掛金	50,898	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 社債	—	—	—	120
(2) その他	—	—	—	—
2. その他	—	—	—	—
合計	132,367	—	—	120

当連結会計年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	96,298	—	—	—
受取手形及び売掛金	50,135	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 社債	—	—	—	120
(2) その他	—	—	—	—
2. その他	—	—	—	—
合計	146,433	—	—	120

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,204	—	—	—	—	—
社債	20,000	—	15,000	20,000	25,000	—
長期借入金	15	—	—	—	2,500	—
リース債務	7,888	7,215	4,738	3,853	5,038	5,544
合計	34,108	7,215	19,738	23,853	32,538	5,544

当連結会計年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,200	—	—	—	—	—
社債	—	15,000	20,000	25,000	10,000	—
長期借入金	—	—	—	2,500	—	—
リース債務	8,173	7,398	4,666	3,777	2,694	6,063
合計	13,373	22,398	24,666	31,277	12,694	6,063

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,538	3,460	2,078
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	5,538	3,460	2,078
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,404	1,523	△119
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,404	1,523	△119
合計		6,943	4,983	1,959

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額760百万円)、非上場債券(連結貸借対照表計上額120百万円)および投資事業組合出資金等(連結貸借対照表計上額1,281百万円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	6,790	4,223	2,566
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	6,790	4,223	2,566
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	550	621	△70
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	550	621	△70
合計		7,341	4,844	2,496

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,074百万円)、非上場債券(連結貸借対照表計上額120百万円)および投資事業組合出資金等(連結貸借対照表計上額1,683百万円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	154	67	1
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	14	7	—
合計	169	74	1

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	231	63	0
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	1	—	1
合計	233	63	2

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券につきまして193百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券につきまして129百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理につきましては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2020年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	3,904	—	6	6
	直物為替先渡取引 (NDF) 売建 ブラジルリアル	3,702	—	△334	△334
	ロシアルーブル	1,120	—	△2	△2
	合計	8,727	—	△330	△330

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2021年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ロシアルーブル	930	—	△1	△1
	直物為替先渡取引 (NDF) 売建 ブラジルリアル	4,620	—	37	37
	合計	5,550	—	35	35

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2020年12月31日)

該当事項がないため、記載しておりません。

当連結会計年度 (2021年12月31日)

該当事項がないため、記載しておりません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（2020年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金（予定取引）	465	—	40
	ユーロ	売掛金（予定取引）	1,402	—	68
	ポンド	売掛金（予定取引）	9,056	4,325	△127
	ノルウェークローネ	売掛金（予定取引）	448	—	3
	デンマーククローネ	売掛金（予定取引）	430	—	23
	買建				
	米ドル	買掛金（予定取引）	151,021	73,257	△4,329
	ユーロ	買掛金（予定取引）	107	—	△4
	ポンド	買掛金（予定取引）	9	—	△0
為替予約等の振当処理	ノルウェークローネ	買掛金（予定取引）	8	—	△0
	デンマーククローネ	買掛金（予定取引）	21	—	△0
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	364	—	(*)
	買建				
	米ドル	買掛金	295	—	(*)
合計			163,633	77,583	△4,326

(*) 振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度（2021年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金（予定取引）	24	—	△0
	ユーロ	売掛金（予定取引）	2,188	—	△21
	ポンド	売掛金（予定取引）	9,436	4,585	△461
	ノルウェークローネ	売掛金（予定取引）	853	—	△16
	デンマーククローネ	売掛金（予定取引）	570	—	△4
	買建				
	米ドル	買掛金（予定取引）	182,991	86,941	7,789
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	538	—	(*)
	買建				
	米ドル	買掛金	1,594	—	(*)
合計			198,198	91,526	7,285

(*) 振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（2020年12月31日）

該当事項がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（2021年12月31日）

該当事項がないため、記載しておりません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の国内の連結子会社は、退職一時金制度、確定拠出型の確定拠出年金を採用または中小企業退職金共済に加入しております。

なお、海外の一部の連結子会社は、確定給付型または確定拠出型の年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高（百万円）	5,889
勤務費用（百万円）	670
利息費用（百万円）	52
数理計算上の差異の発生額（百万円）	△8
退職給付の支払額（百万円）	△350
その他（百万円）	△1
退職給付債務の期末残高（百万円）	6,251

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高（百万円）	726
退職給付費用（百万円）	65
退職給付の支払額（百万円）	△47
その他（百万円）	△28
退職給付に係る負債の期末残高（百万円）	715

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務（百万円）	6,482
年金資産（百万円）	△204
非積立型制度の退職給付債務（百万円）	689
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額（百万円）	6,967
退職給付に係る負債（百万円）	6,967
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額（百万円）	6,967

（注） 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用（百万円）	670
利息費用（百万円）	52
数理計算上の差異の費用処理額（百万円）	39
簡便法で計算した退職給付費用（百万円）	65
確定給付制度に係る退職給付費用（百万円）	827

（注） 上記の他、当連結会計年度に割増退職金として584百万円を特別損失に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異（百万円）	47
---------------	----

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異（百万円）	313
------------------	-----

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.1%～2.0%
-----	-----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は1,124百万円でした。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の国内の連結子会社は、退職一時金制度、確定拠出型の確定拠出年金を採用または中小企業退職金共済に加入しております。

なお、海外の一部の連結子会社は、確定給付型または確定拠出型の年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高（百万円）	6,251
勤務費用（百万円）	684
利息費用（百万円）	56
数理計算上の差異の発生額（百万円）	△1
退職給付の支払額（百万円）	△366
その他（百万円）	3
退職給付債務の期末残高（百万円）	6,627

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高（百万円）	715
退職給付費用（百万円）	64
退職給付の支払額（百万円）	△62
その他（百万円）	△15
退職給付に係る負債の期末残高（百万円）	702

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務（百万円）	6,807
年金資産（百万円）	△214
非積立型制度の退職給付債務（百万円）	737
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額（百万円）	7,330
退職給付に係る負債（百万円）	7,330
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額（百万円）	7,330

（注） 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用（百万円）	684
利息費用（百万円）	56
数理計算上の差異の費用処理額（百万円）	37
簡便法で計算した退職給付費用（百万円）	64
確定給付制度に係る退職給付費用（百万円）	842

（注） 上記の他、当連結会計年度に割増退職金として107百万円を特別損失に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異（百万円）	39
---------------	----

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異（百万円）	274
------------------	-----

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.1%～2.0%
-----	-----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は1,138百万円でした。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション等にかかる費用計上額および科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	165百万円	294百万円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名 当社執行役員（所得税法上の居住者のみ）5名
株式の種類および付与数	普通株式 37,200株
付与日	2013年8月6日
権利確定条件	① 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	2016年8月7日から2043年8月6日まで

	2014年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名 当社執行役員（所得税法上の居住者のみ）6名
株式の種類および付与数	普通株式 26,500株
付与日	2014年8月8日
権利確定条件	① 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	2017年8月9日から2044年8月8日まで

	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役（社外取締役を除く） 5名 当社従業員 6名 子会社取締役 3名 子会社従業員 2名
株式の種類および付与数	普通株式 23,700株
付与日	2015年 5月12日
権利確定条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	2018年 5月13日から2045年 5月12日まで

	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役（社外取締役を除く） 4名 当社従業員 7名 子会社取締役 2名 子会社従業員 3名
株式の種類および付与数	普通株式 85,900株
付与日	2016年 5月17日
権利確定条件	① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ② その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	2019年 5月18日から2046年 5月17日まで

	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役（社外取締役を除く） 5名 当社従業員 6名 子会社取締役 4名 子会社従業員 2名
株式の種類および付与数	普通株式 101,400株
付与日	2017年 5月29日
権利確定条件	① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ② その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	2020年 5月30日から2047年 5月29日まで

	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役（社外取締役を除く） 6 名 当社執行役員12名 子会社取締役 4 名 子会社従業員 2 名
株式の種類および付与数	普通株式 85,200株
付与日	2018年 5 月18日
権利確定条件	① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ② その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	2021年 5 月19日から2048年 5 月18日まで

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度（2021年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	5,200	7,500	9,600
権利確定	—	—	—
権利行使	—	3,800	1,700
失効	—	—	—
未行使残	5,200	3,700	7,900

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	82,200
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	82,200
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	31,300	76,500	—
権利確定	—	—	82,200
権利行使	11,300	12,200	21,300
失効	—	—	—
未行使残	20,000	64,300	60,900

② 単価情報

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	1,838	2,591
付与日における公正な評価単価（円）	1,707	2,135	3,008

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,425	2,443	2,595
付与日における公正な評価単価（円）	2,178	1,670	1,786

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 譲渡制限付株式報酬の内容

付与対象者の区分および人数	当社の取締役（※）6名 ※社外取締役を除く 当社の執行役員 10名	当社の取締役（※）2名 ※監査等委員である取締役 および社外取締役を除く 当社の執行役員 18名	当社の取締役（※）2名 ※監査等委員である取締役 および社外取締役を除く 当社の執行役員 18名
株式の種類および付与数	普通株式 177,512株	普通株式 353,743株	普通株式 180,874株
付与日	2019年5月17日	2020年5月15日	2021年5月14日
譲渡制限期間	2019年5月17日～ 2022年5月17日	2020年5月15日～ 2023年5月15日	2021年5月14日～ 2024年5月14日
解除条件	当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社グループの取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社グループの取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの割当対象者の役務提供期間等に応じて調整した数の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。		
付与日における公正な評価単価	1,354円	944円	1,805円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	830百万円	820百万円
貸倒引当金	453	844
賞与引当金	484	783
退職給付に係る負債	2,173	2,354
税務上の繰越欠損金 (注) 2	11,633	13,877
減損損失	2,427	2,132
その他	7,452	7,151
繰延税金資産小計	25,456	27,963
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△9,098	△9,690
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,730	△5,528
評価性引当額小計 (注) 1	△13,828	△15,219
繰延税金資産合計	11,627	12,743
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	396	545
連結子会社の時価評価差額	324	295
繰延ヘッジ損益	109	2,210
その他	2,777	2,654
繰延税金負債合計	3,607	5,706
差引：繰延税金資産純額 (△は負債)	8,019	7,037

(注) 1. 評価性引当額が1,391百万円増加しております。この増加の主な要因は、税務上の繰越欠損金が増加したことによるものです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	174	—	64	220	11,172	11,633
評価性引当額	—	△174	—	△64	△220	△8,638	△9,098
繰延税金資産	—	0	—	0	0	2,534	(※2) 2,534

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	174	—	100	184	1,417	11,999	13,877
評価性引当額	△174	—	△100	△184	△453	△8,777	△9,690
繰延税金資産	—	—	0	0	964	3,221	(※2) 4,186

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率 (調整)	—	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	1.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.4
評価性引当額の増減	—	8.0
連結子会社税率相違	—	△7.6
外国源泉税	—	1.3
在外連結子会社の留保利益に係る税効果	—	2.1
その他	—	△1.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	33.6

(注) 前連結会計年度は税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

国内、海外の事業所および直営店の一部につきましては、不動産賃貸借契約における原状回復義務に基づく費用等を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。また、国内の事業所の一部につきましては、「石綿障害予防規則」に基づき、当該法令に定める範囲の処理に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2～41年と見積り、割引率は0%～5.7%を採用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
期首残高	1,344百万円	1,330百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	199	300
時の経過による調整額	20	21
資産除去債務の履行による減少額	△223	△92
その他増減額 (△は減少)	△10	59
期末残高	1,330	1,618

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、世界本社として主に経営管理および商品開発を行っております。

当社グループは、主にスポーツ用品等を製造販売しており、国内においてはアシックスジャパン株式会社およびその他の国内法人が、海外においては北米、欧州・中近東・アフリカ、中華圏、オセアニア、東南・南アジアの各地域を、アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.、亞瑟士（中国）商貿有限公司、アシックスオセアニアPTY. LTD. およびアシックスアジアPTE. LTD. などがそれぞれ担当しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	北米地域	欧州地域	中華圏地域	オセアニア地域	東南・南アジア地域	その他地域	合計	調整額 (注) 1	連結損益計算書計上額 (注) 2
売上高										
(1) 外部顧客への売上高	75,667	65,348	87,321	41,117	19,923	8,552	27,994	325,925	2,858	328,784
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	18,730	29	20	1	2	0	265	19,050	△19,050	-
計	94,398	65,377	87,342	41,118	19,926	8,553	28,260	344,975	△16,191	328,784
セグメント利益又は損失(△)	△3,791	△4,548	4,572	4,305	2,707	152	467	3,864	△7,818	△3,953
セグメント資産	75,862	57,702	86,933	27,881	22,619	9,718	26,935	307,652	25,527	333,180
その他の項目										
減価償却費	1,147	1,424	4,427	1,795	813	726	968	11,302	2,411	13,713
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	227	1,330	1,215	216	267	276	169	3,703	4,700	8,404

(注) 1. (1) セグメント売上高の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の売上高を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものです。

(2) セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の利益又は損失を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものです。

(3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産およびセグメント間債権債務消去等によるものです。

2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	北米地域	欧州地域	中華圏地域	オセアニア地域	東南・南アジア地域	その他地域	合計	調整額 (注) 1	連結損益計算書計上額 (注) 2
売上高										
(1) 外部顧客への売上高	83,381	86,148	106,579	52,584	24,755	10,903	35,080	399,432	4,649	404,082
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	26,530	27	24	9	1	—	53	26,646	△26,646	—
計	109,911	86,176	106,604	52,593	24,756	10,903	35,133	426,079	△21,996	404,082
セグメント利益又は損失(△)	1,193	848	10,889	9,147	3,347	964	1,797	28,187	△6,242	21,945
セグメント資産	74,145	61,364	97,475	39,725	24,959	10,761	27,649	336,082	9,691	345,773
その他の項目										
減価償却費	709	1,221	4,636	2,076	1,195	879	993	11,713	2,337	14,051
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	313	1,004	1,253	277	244	219	220	3,533	5,881	9,415

（注） 1. (1) セグメント売上高の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の売上高を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものです。

(2) セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の利益又は損失を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものです。

(3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産およびセグメント間債権債務消去等によるものです。

2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品を専ら製造販売しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	中華圏	その他	合計
76,758	66,997	91,519	41,279	52,229	328,784

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	その他	合計
17,964	4,794	3,508	3,084	29,352

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品を専ら製造販売しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	中華圏	その他	合計
85,902	88,156	112,144	52,808	65,070	404,082

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	その他	合計
16,889	4,957	2,539	3,004	27,391

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	北米地域	欧州地域	中華圏地域	オセアニア地域	東南・南アジア地域	その他地域	合計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	1,167	1,179	804	90	—	2	75	3,320	266	3,587

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	北米地域	欧州地域	中華圏地域	オセアニア地域	東南・南アジア地域	その他地域	合計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	116	122	1,534	85	—	—	18	1,877	119	1,996

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	北米地域	欧州地域	中華圏地域	オセアニア地域	東南・南アジア地域	その他地域	合計	調整額	連結財務諸表計上額
当期償却額	—	—	—	—	—	—	—	—	269	269
当期末残高	—	—	—	—	—	—	—	—	2,462	2,462

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	北米地域	欧州地域	中華圏地域	オセアニア地域	東南・南アジア地域	その他地域	合計	調整額	連結財務諸表計上額
当期償却額	—	—	—	—	—	—	—	—	296	296
当期末残高	—	—	—	—	—	—	—	—	2,856	2,856

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項がないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項がないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり当期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	689.57円	798.08円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△88.17円	51.38円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円	51.33円

(注) 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
(1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△16,126	9,402
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△16,126	9,402
期中平均株式数 (千株)	182,888	183,004
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	－	－
(うちその他営業外収益 (税額相当分控除後 (百万円))	(－)	(－)
普通株式増加数 (千株)	－	182
(うち新株予約権付社債 (千株))	(－)	(－)
(うち新株予約権 (千株))	(－)	(182)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)アシックス	第1回無担保社債 (公募債)	2016年 12月7日	20,000	—	0.14	無担保社債	2021年 12月7日
(株)アシックス	第2回無担保社債 (特定社債間限定 同順位特約付)	2019年 3月13日	20,000	20,000	0.20	無担保社債	2024年 3月13日
(株)アシックス	第3回無担保社債 (特定社債間限定 同順位特約付)	2020年 7月9日	15,000	15,000	0.04	無担保社債	2023年 7月7日
(株)アシックス	第4回無担保社債 (特定社債間限定 同順位特約付)	2020年 7月9日	25,000	25,000	0.22	無担保社債	2025年 7月9日
(株)アシックス	第5回無担保社債 (特定社債間限定 同順位特約付)	2021年 12月2日	—	10,000	0.10	無担保社債	2026年 12月2日
合計	—	—	80,000 (20,000)	70,000	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年における1年ごとの償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	15,000	20,000	25,000	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%) (注) 1, 2	返済期限
短期借入金	6,204	5,200	0.07	—
1年以内に返済予定の長期借入金	15	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	7,888	8,173	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)(注) 3	2,500	2,500	0.30	2025年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)(注) 3	26,391	24,600	—	2023年～2032年
其他有利子負債	—	—	—	—
合計	42,999	40,474	—	—

(注) 1. 「平均利率」につきましては、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率につきましては、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	—	—	2,500	—	—
リース債務	7,398	4,666	3,777	2,694	6,063

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	106,549	209,478	322,207	404,082
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	14,161	19,072	29,154	14,120
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	10,485	12,350	19,073	9,402
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	57.30	67.50	104.23	51.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	57.30	10.20	36.73	△52.84

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,007	29,064
売掛金	4,177	4,584
商品及び製品	—	45
仕掛品	0	0
原材料及び貯蔵品	272	68
前払費用	890	388
関係会社短期貸付金	12,397	10,268
未収入金	6,882	8,508
その他	9	89
貸倒引当金	—	△48
流動資産合計	61,638	52,971
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,380	8,857
構築物	441	391
機械装置及び運搬具	123	119
工具、器具及び備品	268	211
土地	4,127	4,066
リース資産	13	18
建設仮勘定	9	—
有形固定資産合計	14,364	13,665
無形固定資産		
借地権	48	48
商標権	1	1
ソフトウェア	1,399	1,567
リース資産	1,801	1,523
その他	4,656	7,904
無形固定資産合計	7,907	11,043
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 6,597	※1 7,035
関係会社株式	59,369	60,712
出資金	1	1
関係会社出資金	4,023	4,023
長期貸付金	118	130
従業員に対する長期貸付金	4	3
関係会社長期貸付金	752	2,396
長期前払費用	30	26
敷金及び保証金	187	209
繰延税金資産	1,230	2,536
その他	617	611
貸倒引当金	△923	△2,301
投資その他の資産合計	72,007	75,385
固定資産合計	94,278	100,095
資産合計	155,917	153,066

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	465	374
買掛金	858	498
短期借入金	5,000	5,200
1年内返済予定の長期借入金	15	—
1年内償還予定の社債	20,000	—
リース債務	281	273
未払金	1,211	2,730
未払費用	4,069	4,945
未払法人税等	26	256
預り金	15,169	19,012
その他	347	38
流動負債合計	47,445	33,329
固定負債		
社債	60,000	70,000
長期借入金	2,500	2,500
リース債務	1,534	1,277
退職給付引当金	3,035	3,280
資産除去債務	50	50
その他	149	219
固定負債合計	67,269	77,328
負債合計	114,715	110,658
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,972	23,972
資本剰余金		
資本準備金	6,000	6,000
その他資本剰余金	—	89
資本剰余金合計	6,000	6,089
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	8,000	8,000
圧縮積立金	1,320	1,307
繰越利益剰余金	10,359	10,802
利益剰余金合計	19,679	20,109
自己株式	△10,153	△9,827
株主資本合計	39,497	40,344
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,312	1,747
繰延ヘッジ損益	△6	2
評価・換算差額等合計	1,305	1,750
新株予約権	398	313
純資産合計	41,201	42,408
負債純資産合計	155,917	153,066

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益		
営業収益		
ロイヤルティ収入等	※1 20,537	※1 24,094
その他の営業収入等	※1 2,762	※1 3,180
営業収益合計	23,300	27,275
営業費用	※2 31,175	※2 31,241
営業損失(△)	△7,874	△3,965
営業外収益		
受取利息	27	40
受取配当金	8,858	7,098
受取賃貸料	340	321
移転価格税制調整金	1,738	4,760
為替差益	719	155
その他	88	69
営業外収益合計	11,771	12,446
営業外費用		
支払利息	59	45
社債利息	97	127
社債発行費	165	45
貸倒引当金繰入額	641	1,354
賃貸収入原価	365	355
譲渡制限付株式関連費用	84	179
その他	27	100
営業外費用合計	1,441	2,209
経常利益	2,455	6,271
特別利益		
固定資産売却益	—	19
投資有価証券売却益	13	63
特別利益合計	13	82
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	194	0
投資有価証券売却損	1	0
投資有価証券評価損	134	2
関係会社株式評価損	365	215
減損損失	30	—
店舗休止等損失	—	61
特別損失合計	726	280
税引前当期純利益	1,742	6,073
法人税、住民税及び事業税	374	532
法人税等調整額	429	△1,478
法人税等合計	803	△946
当期純利益	938	7,020

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	23, 972	6, 000	－	6, 000	8, 000	1, 333	12, 856	22, 189	△10, 768	41, 392
当期変動額										
圧縮積立金の取崩				－		△13	13	－		－
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替			160	160			△160	△160		－
剰余金の配当				－			△3, 288	△3, 288		△3, 288
当期純利益				－			938	938		938
自己株式の取得				－				－	△1	△1
自己株式の処分			△160	△160				－	616	456
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－				－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△13	△2, 497	△2, 510	614	△1, 895
当期末残高	23, 972	6, 000	－	6, 000	8, 000	1, 320	10, 359	19, 679	△10, 153	39, 497

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,957	3	1,960	475	43,829
当期変動額					
圧縮積立金の取崩			—		—
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替			—		—
剰余金の配当			—		△3,288
当期純利益			—		938
自己株式の取得			—		△1
自己株式の処分			—		456
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△645	△9	△655	△76	△732
当期変動額合計	△645	△9	△655	△76	△2,627
当期末残高	1,312	△6	1,305	398	41,201

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	23, 972	6, 000	—	6, 000	8, 000	1, 320	10, 359	19, 679	△10, 153	39, 497
当期変動額										
圧縮積立金の取 崩				—		△13	13	—		—
剰余金の配当				—			△6, 589	△6, 589		△6, 589
当期純利益				—			7, 020	7, 020		7, 020
自己株式の取得				—				—	△6	△6
自己株式の処分			89	89				—	333	422
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）				—				—		—
当期変動額合計	—	—	89	89	—	△13	443	430	326	847
当期末残高	23, 972	6, 000	89	6, 089	8, 000	1, 307	10, 802	20, 109	△9, 827	40, 344

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,312	△6	1,305	398	41,201
当期変動額					
圧縮積立金の取崩			—		—
剰余金の配当			—		△6,589
当期純利益			—		7,020
自己株式の取得			—		△6
自己株式の処分			—		422
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	435	9	444	△85	359
当期変動額合計	435	9	444	△85	1,206
当期末残高	1,747	2	1,750	313	42,408

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、債券につきましては、償却原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引により生ずる正味の債権及び債務

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～12年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

当社は、主に材料の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップおよび通貨オプションにおきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の総額	17,930
上記に係る評価性引当額	△14,343
繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産	3,587
繰延税金負債との相殺後の繰延税金資産	2,536

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

連結財務諸表「注記事項（表示方法の変更）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 第三者の借入等に対する担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	320百万円	320百万円

2 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
短期金銭債権	8,821百万円	12,094百万円
短期金銭債務	16,253百万円	21,911百万円

3 保証債務

次のとおり保証を行っております。

	前事業年度 (2020年12月31日)		当事業年度 (2021年12月31日)
(1) リース取引に対する債務保証		(1) リース取引に対する債務保証	
保証先		保証先	
関係会社		関係会社	
アシックスアメリカコーポレーション	4,511百万円	アシックスアメリカコーポレーション	4,523百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益	23,231百万円	27,149百万円
その他の営業取引高	3,030百万円	1,641百万円
営業取引以外の取引高	10,773百万円	12,021百万円

※2 営業費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
従業員賃金給料	5,074百万円	5,201百万円
退職給付費用	422百万円	460百万円
支払手数料	4,805百万円	5,269百万円
減価償却費	1,620百万円	1,390百万円
貸倒引当金繰入額	△0百万円	47百万円
広告宣伝費	7,191百万円	5,322百万円
研究開発費	3,655百万円	3,736百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
子会社株式	59,369	60,712

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損失	3,288百万円	3,353百万円
関係会社出資金評価損失	1,477	1,477
貸倒引当金	202	646
退職給付引当金	928	1,003
組織再編に伴う関係会社株式	6,021	6,021
繰越欠損金	4,293	4,259
その他	1,229	1,168
繰延税金資産小計	17,441	17,930
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,360	△2,029
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,962	△12,313
評価性引当額小計	△15,323	△14,343
繰延税金資産合計	2,117	3,587
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	295	464
固定資産圧縮積立金	582	576
その他	9	9
繰延税金負債合計	887	1,051
差引：繰延税金資産純額（△は負債）	1,230	2,536

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%	3.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△66.2%	△11.0%
海外子会社配当金益金不算入額	△82.4%	△22.7%
外国源泉税	26.5%	－%
評価性引当額の増減	139.2%	△15.7%
その他	△3.5%	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.1%	△15.6%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	9,380	51	0	574	8,857	11,443
	構築物	441	—	—	49	391	654
	機械装置及び運搬具	123	62	0	66	119	584
	工具、器具及び備品	268	109	0	165	211	3,258
	土地	4,127	—	61	—	4,066	—
	リース資産	13	20	—	15	18	41
	建設仮勘定	9	—	9	—	—	—
	計	14,364	244	71	871	13,665	15,981
無形固定資産	借地権	48	—	—	—	48	—
	商標権	1	—	—	0	1	3
	ソフトウェア	1,399	895	—	728	1,567	8,310
	リース資産	1,801	—	—	277	1,523	749
	その他	4,656	3,593	345	0	7,904	1
	計	7,907	4,489	345	1,006	11,043	9,065

(注)「当期増加額」の主なものは、基幹システムの開発費用であります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	923	2,279	853	2,349

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項がないため記載しておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	(特別口座)
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (ホームページアドレス https://corp.asics.com/jp/investor_relations/library/electronic_public_notice)
株主に対する特典	決算期末日および第2四半期末日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり優待を実施 (1) 株主優待割引券 100株以上300株未満の株主様 (保有期間1年未満) 当社製品20%割引券 10枚 100株以上300株未満の株主様 (保有期間1年以上) 当社製品30%割引券 10枚 300株以上の株主様 (保有期間3年未満) 当社製品30%割引券 10枚 300株以上の株主様 (保有期間3年以上) 当社製品40%割引券 10枚 利用可能な店舗 当社直営店舗および別に指定する店舗 (2) 通信販売サイトでの優待割引 保有期間3年未満の100株以上の株主様 通信販売サイト「アシックスオンラインストア」掲載商品を25%割引 保有期間3年以上の100株以上の株主様 通信販売サイト「アシックスオンラインストア」掲載商品を30%割引

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利ならびに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を行使することができません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第67期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月29日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

2021年4月1日関東財務局長に提出

事業年度（第67期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年3月29日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

（第68期第1四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出

（第68期第2四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月16日関東財務局長に提出

（第68期第3四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月8日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

2021年3月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2021年8月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 有価証券届出書（譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分）及びその添付書類

2021年4月15日関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2021年5月13日関東財務局長に提出

2021年5月14日関東財務局長に提出

2021年4月15日提出の有価証券届出書（譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分）に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項がないため記載しておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年 3 月 25 日

株式会社アシックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アシックスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内連結納税会社における繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産8,509百万円が計上されている。連結財務諸表注記の「（重要な会計上の見り）繰延税金資産の回収可能性」に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前金額は12,743百万円であり、税務上の繰越欠損金を含む将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の総額27,963百万円から評価性引当額15,219百万円が控除されている。このうち、連結納税制度を適用している株式会社アシックス及びアシックスジャパン株式会社等の国内連結子会社（以下、「国内連結納税会社」）が計上した繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）の金額は6,456百万円である。 会社は、収益力に基づく一時差異等加減算前の課税所得を見積り、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減する効果が見込まれる範囲内で、繰延税金資産を認識している。このうち、収益力に基づく将来の一時差異等加減算前の課税所得及びその発生時期は、経営者が策定した利益計画を基礎として、過去の予実乖離率を勘案したストレスを加味して見積もられる。そして、当該利益計画には、経営者による重要な仮定として、新型コロナウイルスの感染状況等の現在の経営環境と今後の見通しを踏まえた国内連結納税会社の売上予測や販管費コントロールの見込みが含まれている。 国内連結納税会社における繰延税金資産の回収可能性の判断において、利益計画における重要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、国内連結納税会社における繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる連結納税会社の利益計画について検討した。利益計画の検討に当たっては、株式会社アシックスの取締役会によって承認された中期経営計画との整合性を検討した。 ・利益計画に含まれる重要な仮定である売上予測及び販管費コントロールの見込みについては、経営者と協議するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消見込年度のスケジューリングについて検討した。 ・会社が作成した過去の予実乖離率を勘案して加味したストレスについて、過年度の利益計画と実績とを比較し、再計算を行った。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アシックスの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アシックスが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部

統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年 3 月 25 日

株式会社アシックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アシックスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックスの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産2,536百万円が計上されている。財務諸表注記の「（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性」に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前金額は3,587百万円であり、税務上の繰越欠損金を含む将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の総額17,930百万円から評価性引当額14,343百万円が控除されている。会社は、収益力に基づく一時差異等加減算前の課税所得を見積り、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減する効果が見込まれる範囲内で、繰延税金資産を認識している。このうち、収益力に基づく将来の一時差異等加減算前の課税所得及びその発生時期は、経営者が策定した利益計画を基礎として、過去の予実乖離率を勘案したストレスを加味して見積もられる。そして、当該利益計画には、経営者による重要な仮定として、新型コロナウイルスの感染状況等の現在の経営環境と今後の見通しを踏まえた連結子会社の売上予測や販管費コントロールの見込みが含まれている。 繰延税金資産の回収可能性の判断において、利益計画における重要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、連結財務諸表の監査報告書において、「国内連結納税会社における繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性」が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。 株式会社アシックスの繰延税金資産は、連結財務諸表上の繰延税金資産の一部として計上される。このため、連結財務諸表の監査報告書における「国内連結納税会社における繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性」に記載の監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月28日
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼COO 廣田 康人
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長ＣＥＯ兼ＣＯＯ廣田康人は、当社の第68期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月28日
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼COO 廣田 康人
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長CEO兼COO廣田康人は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年12月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社および連結子会社33社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社32社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の位置づけ及び関連性を勘案した上で、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2／3に達している8事業拠点に質的重要性を勘案し、3事業拠点を加えた11事業拠点を「重要な事業拠点」に選定した。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。